

第2期 燕市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)



令和2年3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
(1) 燕市子ども・子育て会議	3
(2) 市民の意見反映	3
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状	4
1 人口・世帯の動向	4
(1) 人口の推移	4
(2) 世帯の推移	6
(3) 人口の自然動態等の推移	9
2 地域の産業・就業構造の動向	13
(1) 産業別就業者数の推移	13
(2) 女性の就労の推移	14
3 教育・保育サービス等の状況	15
(1) 保育園・認定こども園・幼稚園入園児童数の推移	15
(2) 特別保育等の推移	16
(3) 小学校・中学校の児童生徒数の推移	16
(4) 地域における子育て支援サービス利用の推移	17
(5) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の利用の推移	17
(6) 児童福祉施設の利用の推移	18
4 第1期燕市子ども・子育て支援事業計画の評価	20
5 ニーズ調査結果の概要抜粋	21
6 燕市の子ども・子育て支援の課題	25
(1) 核家族化の進行による育児負担の増加	25
(2) 保護者の就業形態の多様化による保育ニーズの増加	25
(3) 子どものライフステージに合わせた支援	26
(4) 男性の子育てへの参画を促す環境の整備	26
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本目標	28
3 計画の体系	29

第4章 施策の方向性 30

基本目標1 育てることと働くことの両立支援のために.....	30
(1) 保育サービスの充実.....	30
(2) 子育てしやすい雇用環境の整備.....	30
(3) 男女共同参画による子育ての推進.....	30
基本目標2 地域とともに安心して子育てするために.....	32
(1) 地域における子育て支援サービスの充実.....	32
(2) 子育て支援の情報提供・相談体制の充実.....	32
(3) 児童と地域との交流の推進.....	32
(4) 経済的な子育て支援.....	32
(5) 親子で遊び学べる場の提供.....	33
基本目標3 健康で豊かな心に満ちあふれた子どもの成長のために.....	34
(1) 親子の健康づくりの支援.....	34
(2) 医療費支援等の充実.....	34
(3) 食育等の推進.....	34
基本目標4 子どもの学ぶ力と生きる力を育むために.....	36
(1) 教育環境等の整備と質の向上.....	36
(2) 家庭や地域の教育力の向上.....	36
(3) 特別な配慮を必要とする子ども・家庭への支援.....	36
(4) 子どもの貧困に関する取り組み.....	37
基本目標5 子育て家庭の安心のために.....	38
(1) 児童虐待防止策の充実.....	38
(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進.....	38
(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進.....	38

第5章 子育て支援事業の実施計画 40

1 教育・保育提供区域の設定.....	40
2 量の見込みの考え方.....	40
3 幼児期の教育・保育.....	40
(1) 保育の必要性の認定.....	40
(2) 児童・生徒数の推計.....	41
(3) 幼児期の教育・保育の量の見込み.....	42
4 地域子ども・子育て支援事業.....	46
(1) 利用者支援事業.....	46
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	48
(3) 妊婦健康診査事業.....	49
(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）.....	50
(5) 養育支援訪問事業.....	51

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	52
(7) 一時預かり事業	53
(8) 延長保育事業	55
(9) 病児・病後児保育事業	56
(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	57
(11) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	58
5 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保	58
(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方	58
(2) 質の高い教育・保育の提供について	58
(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	59

第6章 計画の推進にあたって _____ 60

1 計画の推進体制	60
(1) 推進体制の整備	60
(2) 計画進捗状況の公表等	60
2 計画の進行管理	61

資料編 _____ 62

1 計画策定組織	63
(1) 燕市子ども・子育て会議条例	63
(2) 燕市子ども・子育て会議委員名簿	65
(3) 策定経過	66
2 ニーズ調査結果の概要	67

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、急速な少子高齢化が社会の大きな課題となる中、平成 15 年に制定された「少子化社会対策基本法」や「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。その後、子どもや子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成 22 年に「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスの改善、若者の自立支援、そしてすべての子ども・子育て家庭を社会全体で支えるための支援へと発展してきました。さらに、平成 24 年に「子ども・子育て関連 3 法^{*1}」が制定され、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に「子ども・子育て支援新制度^{*2}」がスタートしました。

本市においても、平成 27 年 3 月に、子ども・子育て支援新制度に基づき、「燕市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、人口は減少傾向にあり、特に出生数の低下と若年層（15 歳～24 歳）の東京圏などへの転出が課題となっています。幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が変化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子ども・子育て支援が重要となります。

この間、平成 28 年 5 月に児童福祉法改正等による児童虐待防止対策・社会的養育の見直し、平成 30 年 9 月には「新・放課後子ども総合プラン」が公表されています。

このような状況を踏まえ、「燕市子ども・子育て支援事業計画（以下「第 1 期計画」という。）」が令和元年度末をもって計画期間が終了することから、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の計画期間とした「第 2 期燕市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

本計画は、第 1 期計画の評価を行うとともに、子育て支援に関するニーズ調査の結果を反映させ、本市の現状と課題を再度、分析・整理し、質の高い教育・保育及び子育て支援事業を計画的に実施するための計画となります。

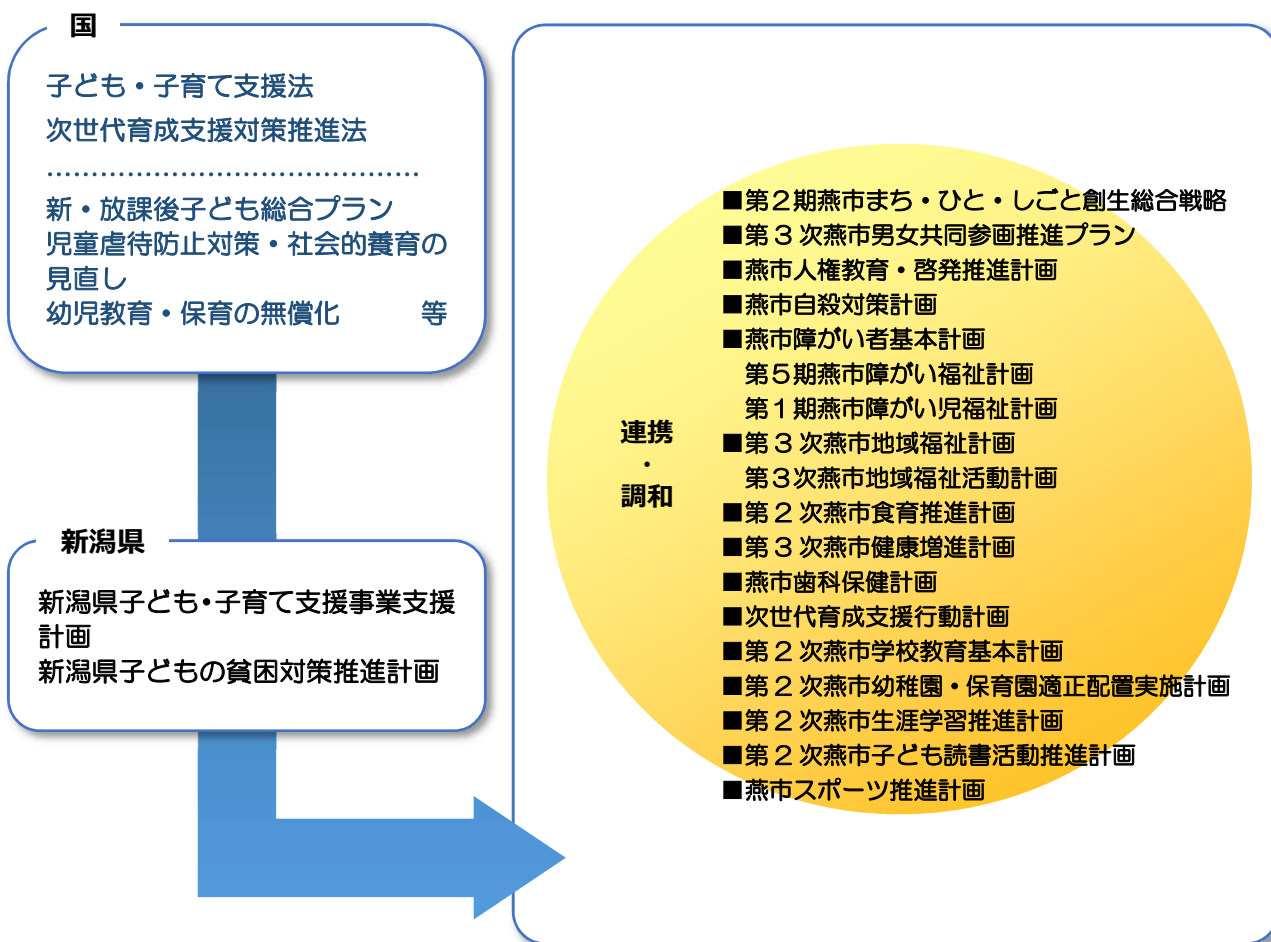
^{*1}子ども・子育て関連 3 法：保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のことです。

^{*2}子ども・子育て支援新制度：子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいいます。

2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法の考え方を継承しつつ、子ども・子育て支援法^{※3}第61条第1項に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

基本指針に示された支援事業計画の記載施設・事業を中心に、上位計画との整合を図っています。なお、基本指針による任意記載事項となる事業等を含む子ども・子育て施策・事業の全体像については保健、医療、福祉、教育、まちづくり、労働などあらゆる分野にわたるため、「第2次燕市総合計画」を最上位計画とし、上位計画である「第3次燕市地域福祉計画」の下、「第3次燕市男女共同参画推進プラン」、「第3次燕市健康増進計画」、「第2次燕市学校教育基本計画」、「第2次燕市幼稚園・保育園適正配置実施計画」や、次世代育成支援対策推進法による「健やか親子21」に基づく「母子保健計画」を包含する、「次世代育成支援行動計画」を推進していきます。



^{※3} 子ども・子育て支援法：認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずる法律です。

3 計画の期間

令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間を計画期間とします。

なお、計画の期間中であっても、法制度が改正された場合や社会状況の変化等が生じた場合、また計画と実態に乖離が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成 27 年度 ～令和元年度	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
燕市子ども・子育て 支援事業計画	第 2 期燕市子ども・子育て支援事業計画				
ニーズ調査の実施			中間見直し		
評価・見直し	評価・進捗管理	評価・進捗管理	評価・進捗管理	評価・進捗管理	評価・見直し

4 計画の策定体制

(1) 燕市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、学識経験者、子ども・子育て支援事業者、子どもの保護者、関係団体、公募市民等の委員で構成する「燕市子ども・子育て会議」で審議を行いました。

(2) 市民の意見反映

本計画の策定にあたっては、市民の意見を反映するため、基礎資料として子育てに関する状況や保育サービス等、サービスの量的・質的なニーズを把握する調査を、前回に引き続き、就学前児童の保護者及び小学校 1 年生～3 年生の保護者を対象に実施しました。

また、本計画の素案のパブリックコメントを実施しました。

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

1 人口・世帯の動向

(1) 人口の推移

① 総人口

本市の平成31年(2019年)4月1日現在の総人口は79,382人で、平成27年(2015年)と比較すると2,535人の減少となっています。

人口区分ごとの割合をみると、年少人口、生産年齢人口がともに減少しています。次代を担う年少人口の割合は、平成27年の12.4%から平成31年には11.7%と減少しています。その一方で、高齢者人口の占める割合が増加しており、より少子高齢化傾向にあります。

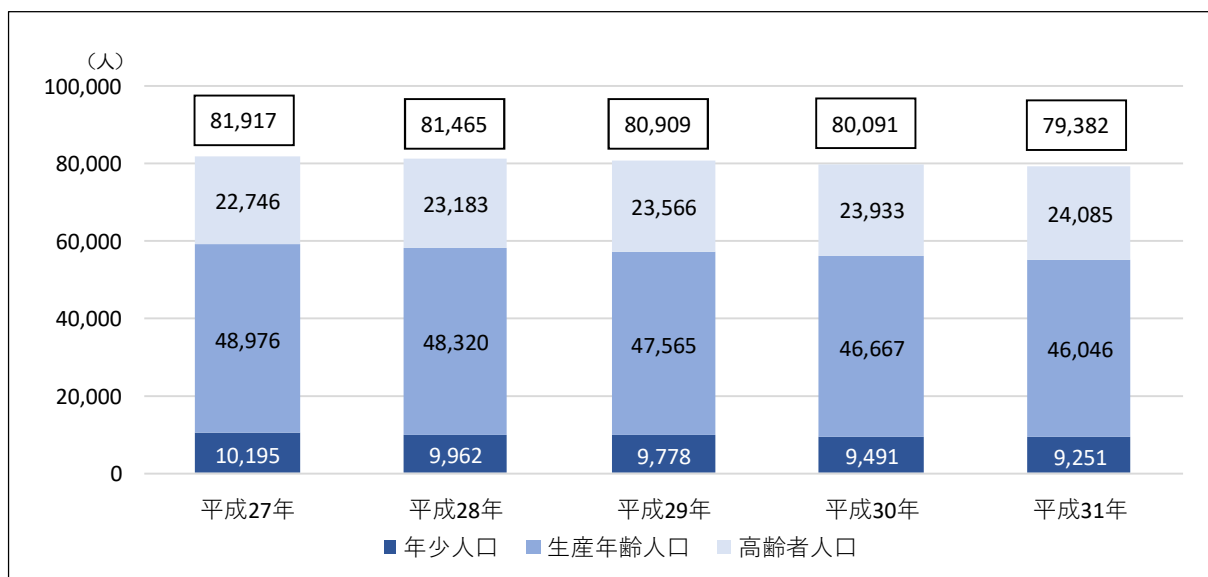
●総人口の推移

(単位：人)

区分	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
総人口	81,917	81,465	80,909	80,091	79,382
年少人口 (0~14歳)	10,195 (12.4%)	9,962 (12.2%)	9,778 (12.1%)	9,491 (11.9%)	9,251 (11.7%)
生産年齢人口 (15~64歳)	48,976 (59.8%)	48,320 (59.3%)	47,565 (58.8%)	46,667 (58.3%)	46,046 (58.0%)
高齢者人口 (65歳以上)	22,746 (27.8%)	23,183 (28.5%)	23,566 (29.1%)	23,933 (29.9%)	24,085 (30.3%)

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※カッコ内は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100%にならない場合があります。

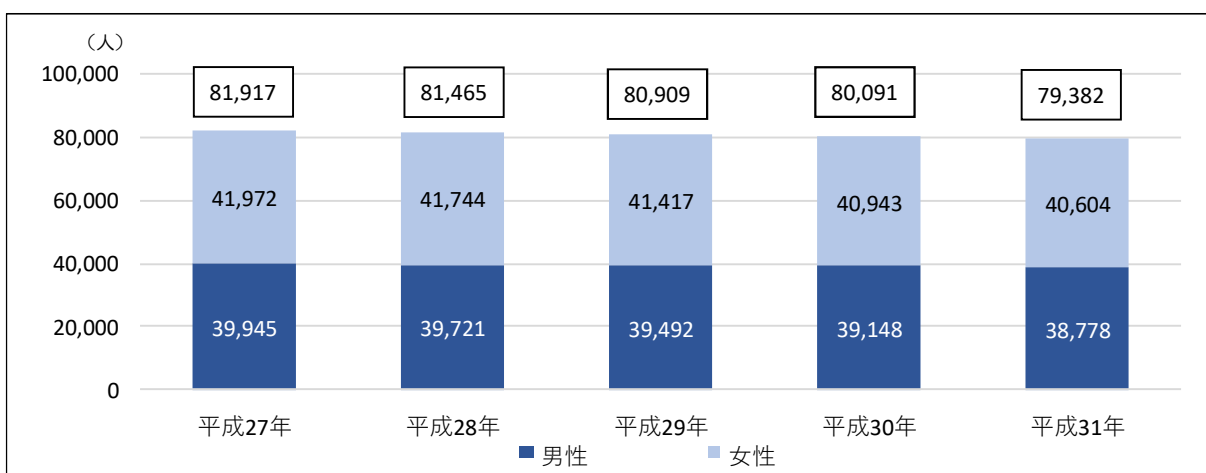


●男女別人口の推移

(単位：人)

区分	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
総人口	81,917	81,465	80,909	80,091	79,382
男性	39,945	39,721	39,492	39,148	38,778
女性	41,972	41,744	41,417	40,943	40,604

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



② 児童・生徒人口

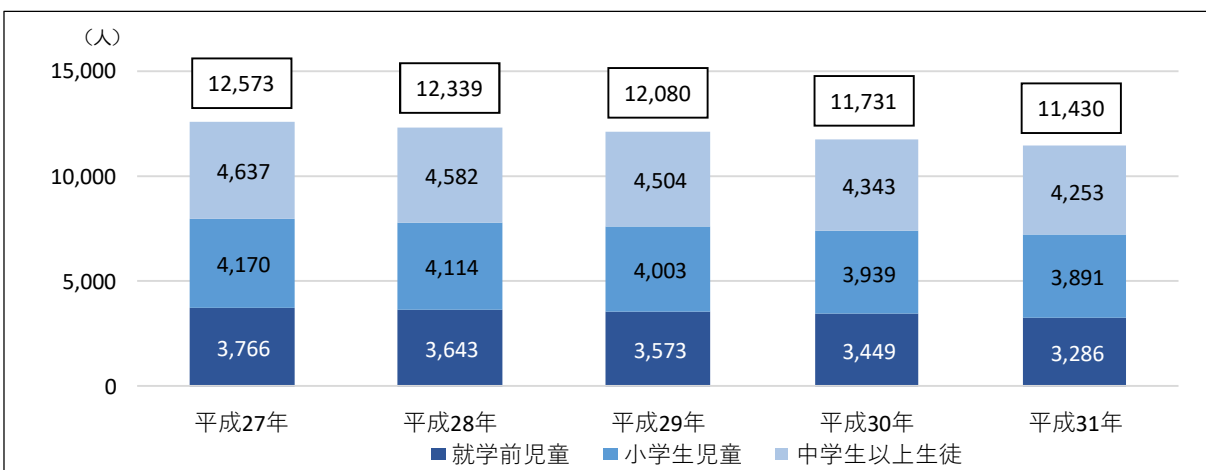
児童・生徒人口（0歳～17歳）は、平成27年から平成31年までみると就学前児童、小学生児童、中学生以上生徒のすべてにおいて減少傾向となっています。

●児童・生徒人口の推移

(単位：人)

区分	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
児童・生徒人口 合計	12,573	12,339	12,080	11,731	11,430
就学前児童	3,766 (30.0%)	3,643 (29.5%)	3,573 (29.6%)	3,449 (29.4%)	3,286 (28.7%)
小学生児童	4,170 (33.2%)	4,114 (33.3%)	4,003 (33.1%)	3,939 (33.6%)	3,891 (34.0%)
中学生以上生徒	4,637 (36.9%)	4,582 (37.1%)	4,504 (37.3%)	4,343 (37.0%)	4,253 (37.2%)

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



(2) 世帯の推移

① 世帯数及び世帯人員

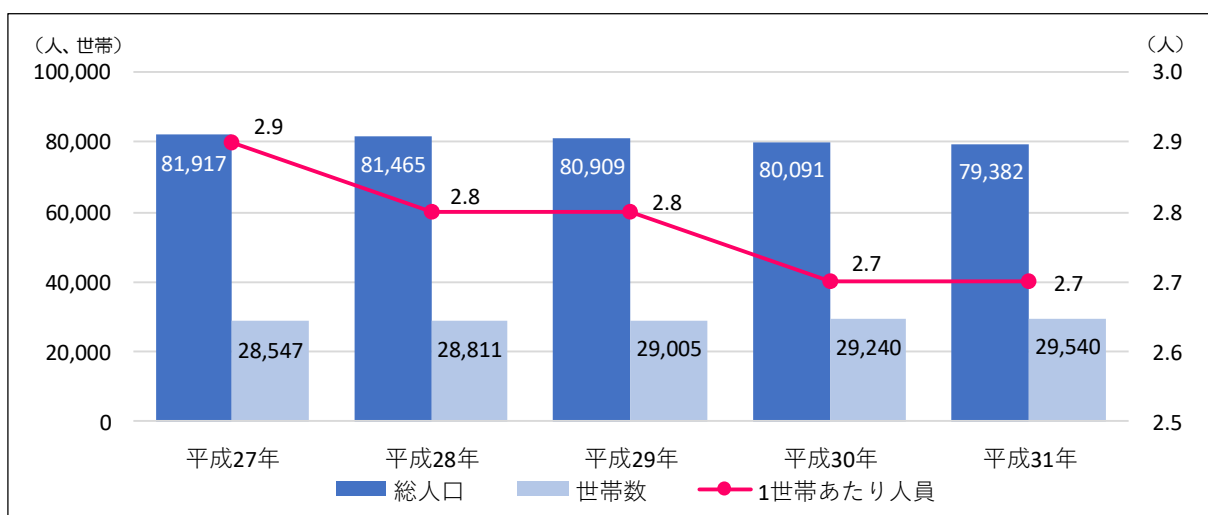
平成27年から平成31年の5年間では、総人口が減少傾向となっているのに対し、世帯数は増加傾向となっています。それに伴い、1世帯あたりの人員は年々減少している傾向にあります。

●世帯数及び1世帯あたり人員の推移

(単位：人、世帯)

区分	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
総人口	81,917	81,465	80,909	80,091	79,382
世帯数	28,547	28,811	29,005	29,240	29,540
1世帯あたり人員	2.9	2.8	2.8	2.7	2.7

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



② 世帯構成

平成7年から平成27年の国勢調査結果をみると、核家族世帯^{※4}・単独世帯^{※5}は増加傾向にあります。ひとり親世帯は、母子世帯、父子世帯ともに減少傾向で推移しています。

また、6歳未満、18歳未満の子のいる一般世帯^{※6}も減少傾向となっています。

※4 核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯のことです。

※5 単独世帯：「単身世帯」や「シングル世帯」ともいい、世帯員が一人の世帯のことです。

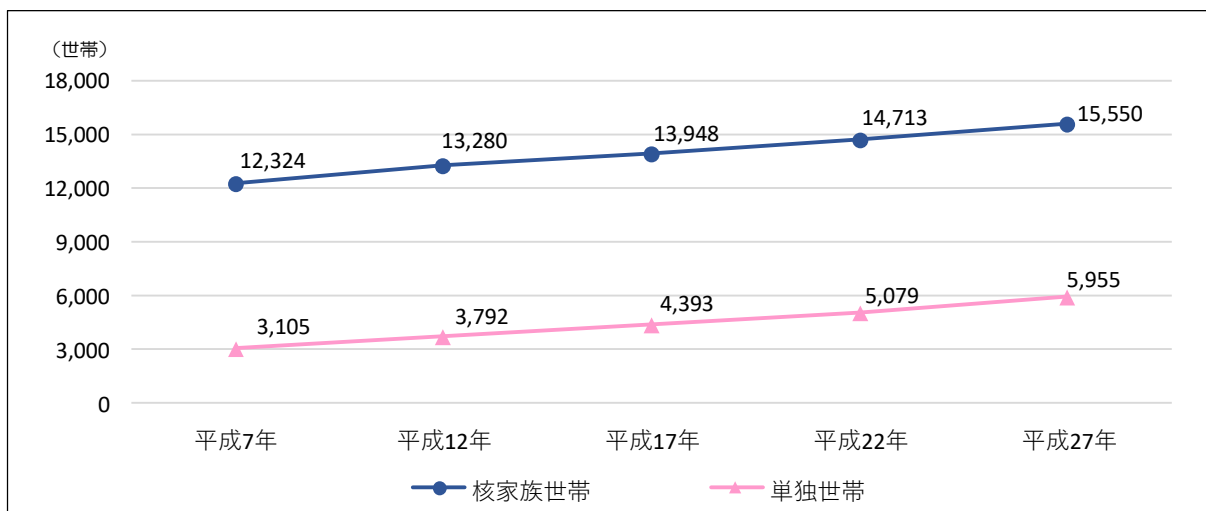
※6 一般世帯：住居と生計をともにしている人々の集まり、または一戸を構えて住んでいる単身者など、病院や社会施設などに入所している世帯以外の世帯のことです。

●世帯構成の推移

(単位：世帯)

区分	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
核家族世帯	12,324	13,280	13,948	14,713	15,550
単独世帯	3,105	3,792	4,393	5,079	5,955

資料：国勢調査

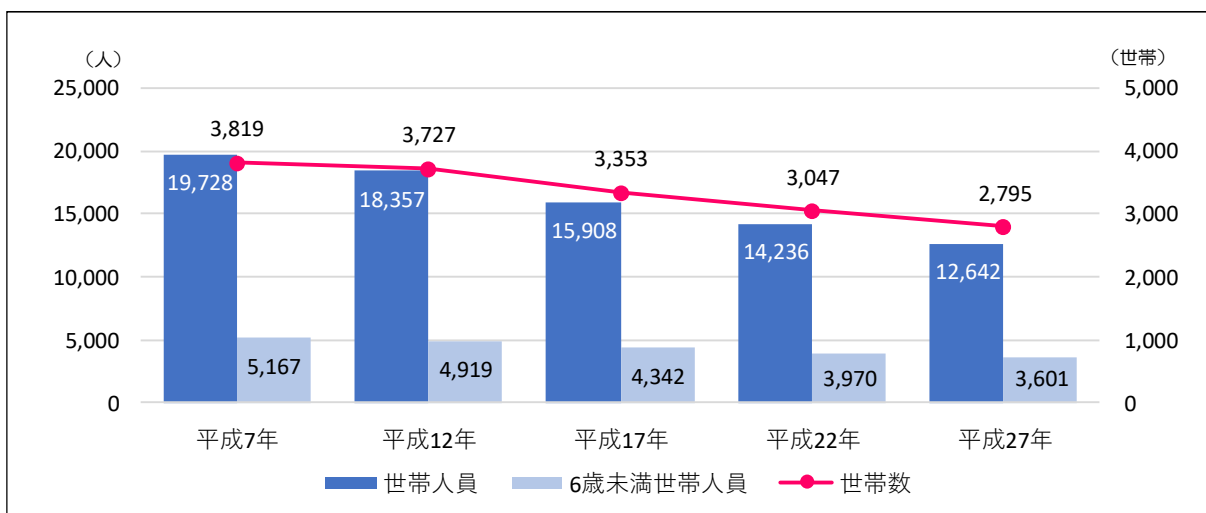


●6歳未満の子のいる一般世帯の推移

(単位：世帯、人)

区分	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
世帯人員	19,728	18,357	15,908	14,236	12,642
6歳未満世帯人員	5,167	4,919	4,342	3,970	3,601
世帯数 (総世帯の構成比)	3,819 (16.3%)	3,727 (15.0%)	3,353 (13.0%)	3,047 (11.4%)	2,795 (10.2%)

資料：国勢調査



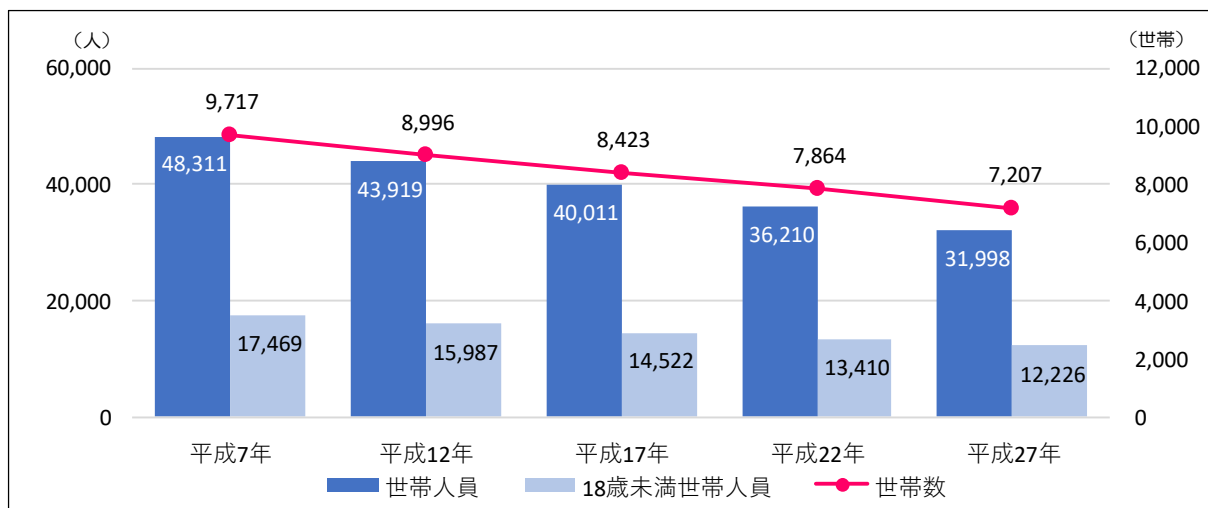
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

●18歳未満の子のいる一般世帯の推移

(単位：世帯、人)

区分	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
世帯人員	48,311	43,919	40,011	36,210	31,998
18歳未満世帯人員	17,469	15,987	14,522	13,410	12,226
世帯数 (総世帯の構成比)	9,717 (41.5%)	8,996 (36.2%)	8,423 (32.6%)	7,864 (29.5%)	7,207 (26.2%)

資料：国勢調査

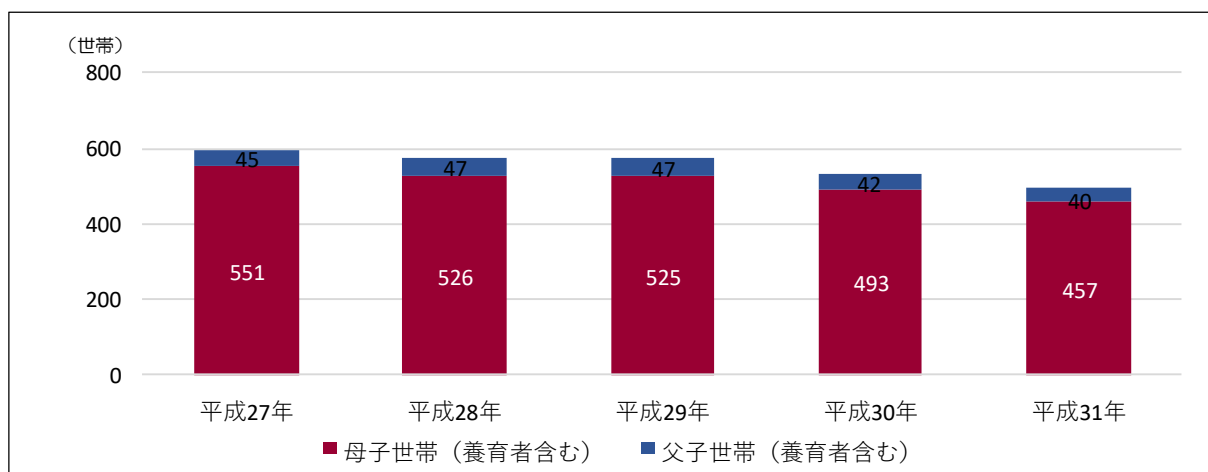


●ひとり親世帯の推移

(単位：世帯)

区分	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
母子世帯(養育者含む)	551	526	525	493	457
父子世帯(養育者含む)	45	47	47	42	40
計	596	573	572	535	497

資料：社会福祉課(各年3月31日現在)



(3) 人口の自然動態等の推移

① 出生及び死亡

出生数は平成27年度から令和元年度まで減少傾向にあります。一方、死亡数においては、平成27年度の940人から令和元年度の1,004人と64人増加しています。

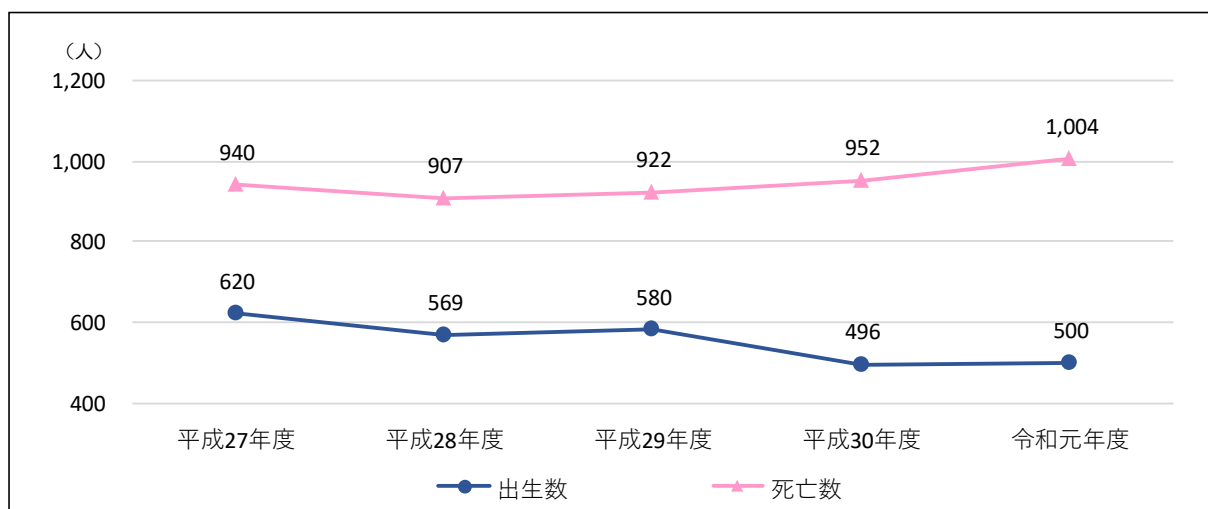
また、合計特殊出生率^{*7}は、平成26年、28年は全国・県を上回っています。

●出生数及び死亡数の推移

(単位：人)

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
出生数	620	569	580	496	500
死亡数	940	907	922	952	1,004

資料：住民基本台帳（各年4月1日から翌年3月31日まで1年間の実績値）



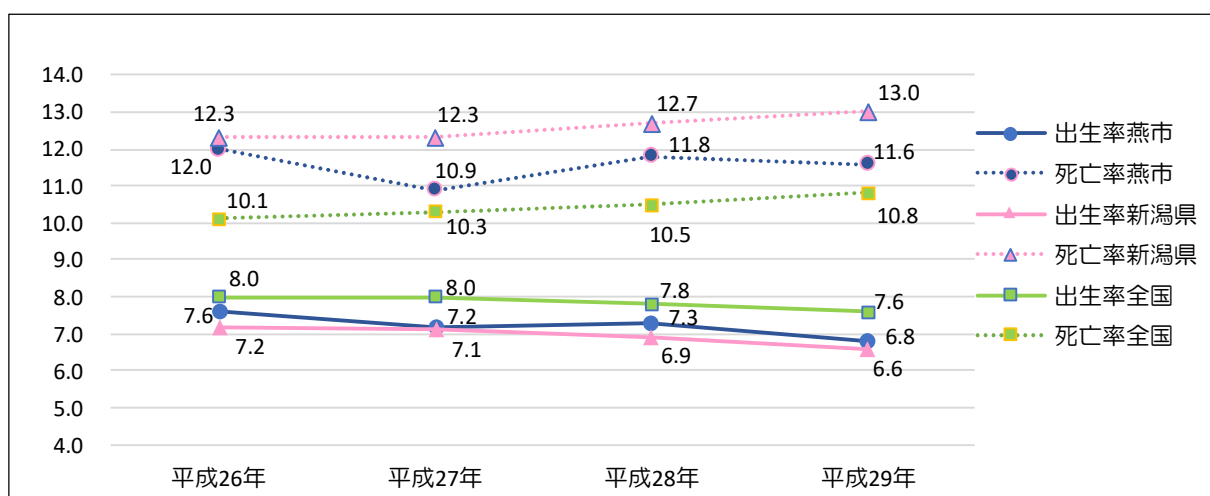
^{*7}合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示します。

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

●出生率及び死亡率の推移

区 分		平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)
出生率 (人口千対)	燕市	7.6	7.2	7.3	6.8
	新潟県	7.2	7.1	6.9	6.6
	全国	8.0	8.0	7.8	7.6
死亡率 (人口千対)	燕市	12.0	10.9	11.8	11.6
	新潟県	12.3	12.3	12.7	13.0
	全国	10.1	10.3	10.5	10.8

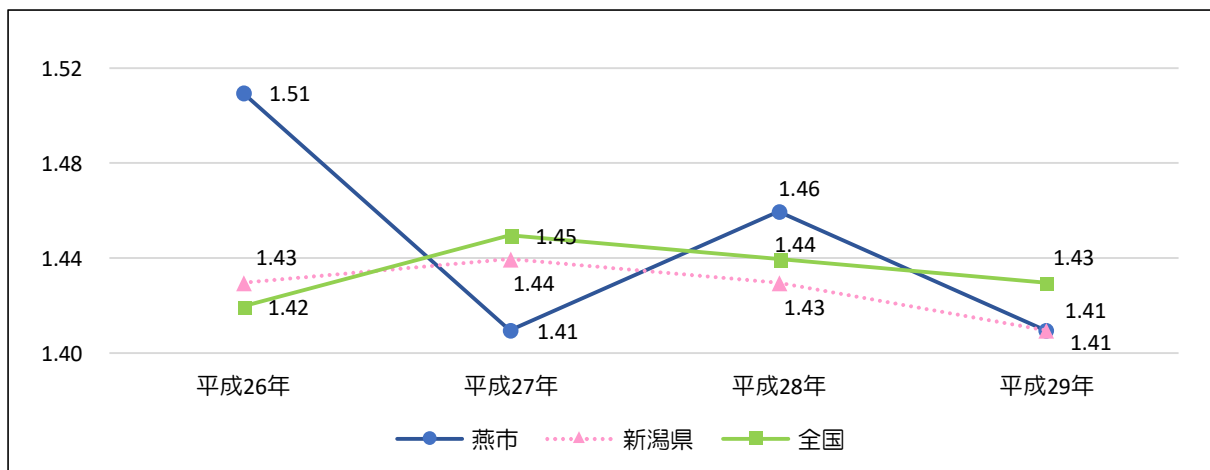
資料：人口動態調査



●合計特殊出生率の推移

区 分	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)
燕市	1.51	1.41	1.46	1.41
新潟県	1.43	1.44	1.43	1.41
全国	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：県統計

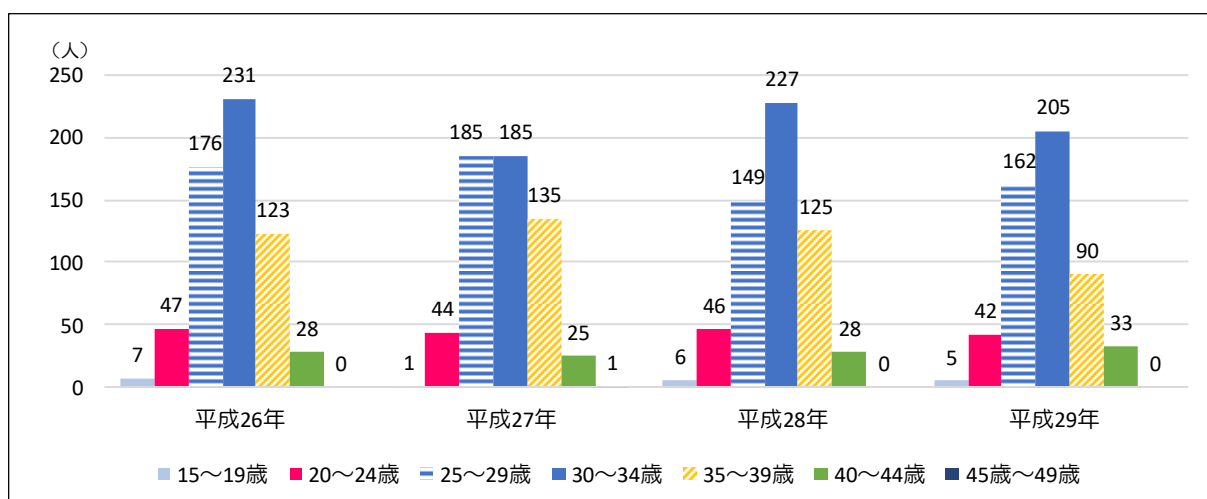


●母親の年齢別出生数の推移

(単位：人)

区分	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
15～19歳	7	1	6	5
20～24歳	47	44	46	42
25～29歳	176	185	149	162
30～34歳	231	185	227	205
35～39歳	123	135	125	90
40～44歳	28	25	28	33
45～49歳	0	1	0	0
総数	612	576	581	537

資料：人口動態調査



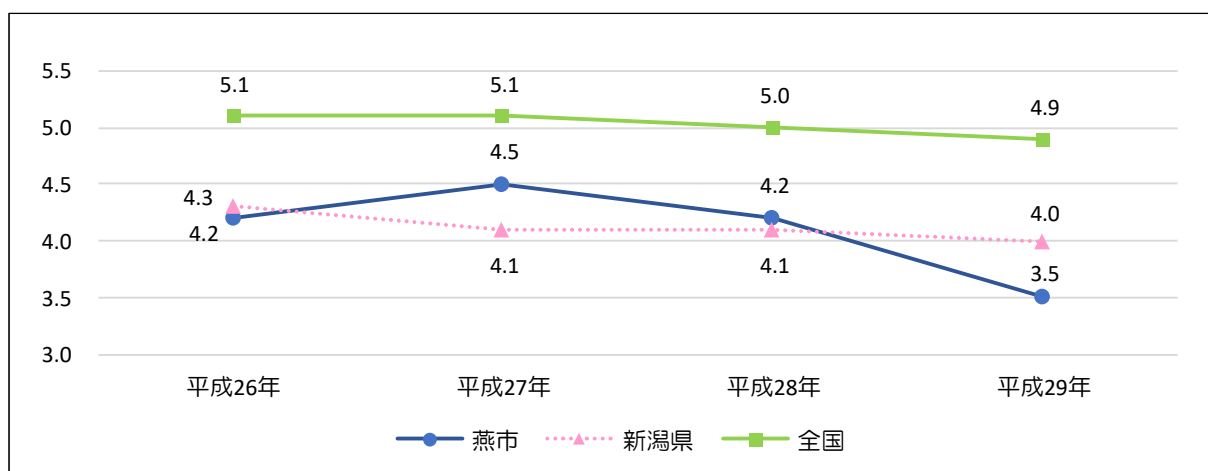
② 婚姻率及び離婚率

婚姻率は、全国を下回っていますが、平成27年、28年は県を上回りながら推移し、離婚率は、平成26年、27年、29年は県を下回っていますが、平成28年は県を上回っています。

●婚姻率の推移（人口千対）

区分	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
燕市	4.2	4.5	4.2	3.5
新潟県	4.3	4.1	4.1	4.0
全国	5.1	5.1	5.0	4.9

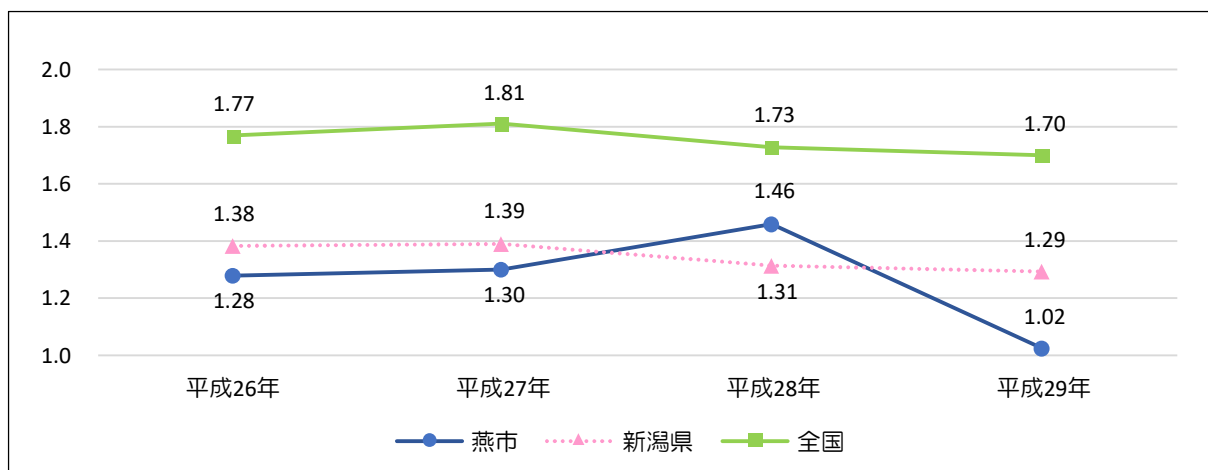
資料：県統計



●離婚率の推移（人口千対）

区分	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
燕市	1.28	1.30	1.46	1.02
新潟県	1.38	1.39	1.31	1.29
全国	1.77	1.81	1.73	1.70

資料：県統計



2 地域の産業・就業構造の動向

(1) 産業別就業者数の推移

① 産業別就業者数

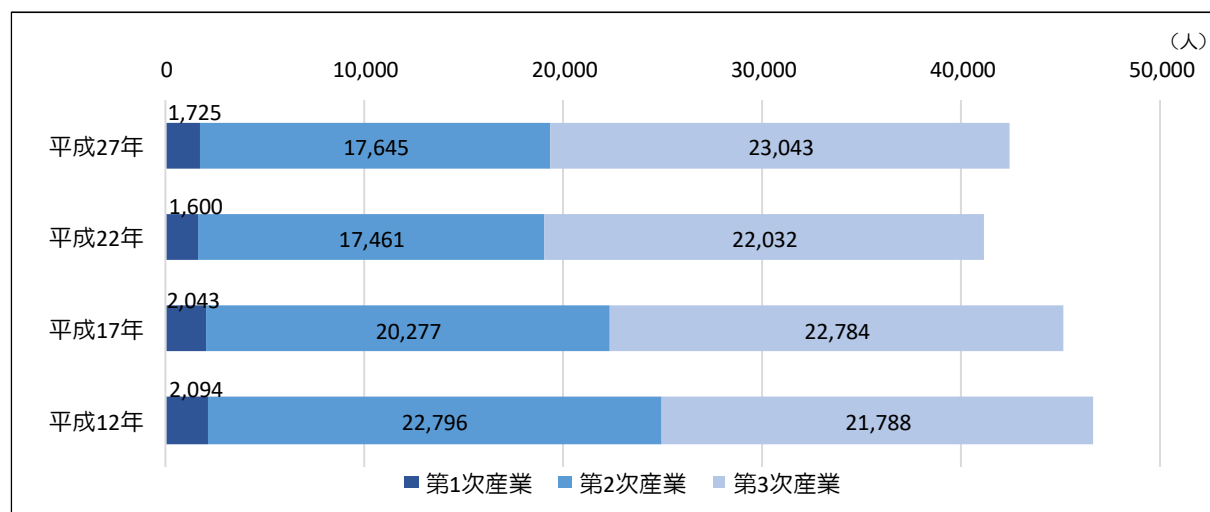
産業別就業者数を平成12年から平成27年でみると、第1次産業、第2次産業は男女ともに減少傾向にあり、第3次産業は男性が減少傾向であり、女性は増加傾向にあります。

● 産業別就業者数の推移

(単位：人)

区分	平成12年 (2000年)			平成17年 (2005年)			平成22年 (2010年)			平成27年 (2015年)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
第1次産業	2,094	1,171	878	2,043	1,184	859	1,600	999	601	1,725	1,076	649
第2次産業	22,796	14,418	8,378	20,277	13,159	7,118	17,461	11,487	5,974	17,645	11,578	6,067
第3次産業	21,788	10,751	11,037	22,784	10,986	11,798	22,032	10,423	11,609	23,043	10,644	12,399

資料：国勢調査



(2) 女性の就労の推移

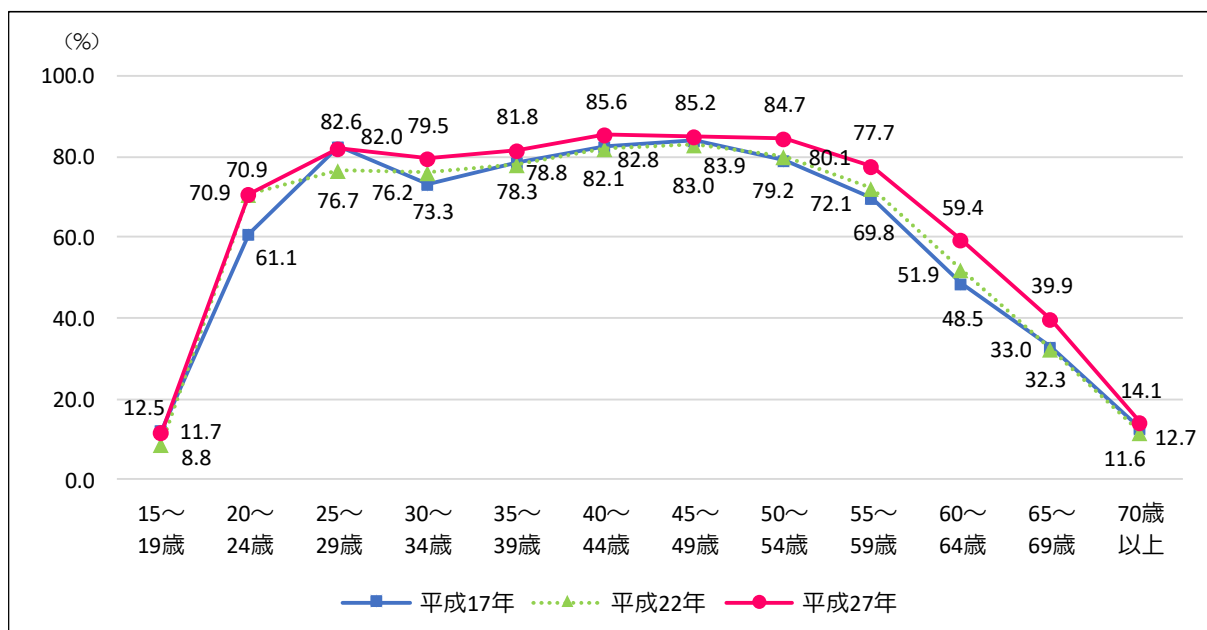
① 女性の就労状況

女性の年齢階層別就業率は、15歳～19歳及び25歳～29歳を除き、増加傾向にあります。

●女性の年齢階層別就業率の推移 (単位：%)

区分	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
15～19歳	12.5	8.8	11.7
20～24歳	61.1	70.9	70.9
25～29歳	82.6	76.7	82.0
30～34歳	73.3	76.2	79.5
35～39歳	78.8	78.3	81.8
40～44歳	82.8	82.1	85.6
45～49歳	83.9	83.0	85.2
50～54歳	79.2	80.1	84.7
55～59歳	69.8	72.1	77.7
60～64歳	48.5	51.9	59.4
65～69歳	33.0	32.3	39.9
70歳以上	12.7	11.6	14.1

資料：国勢調査



3 教育・保育サービス等の状況

(1) 保育園・認定こども園・幼稚園入園児童数の推移

① 保育園・認定こども園・幼稚園入園児童数

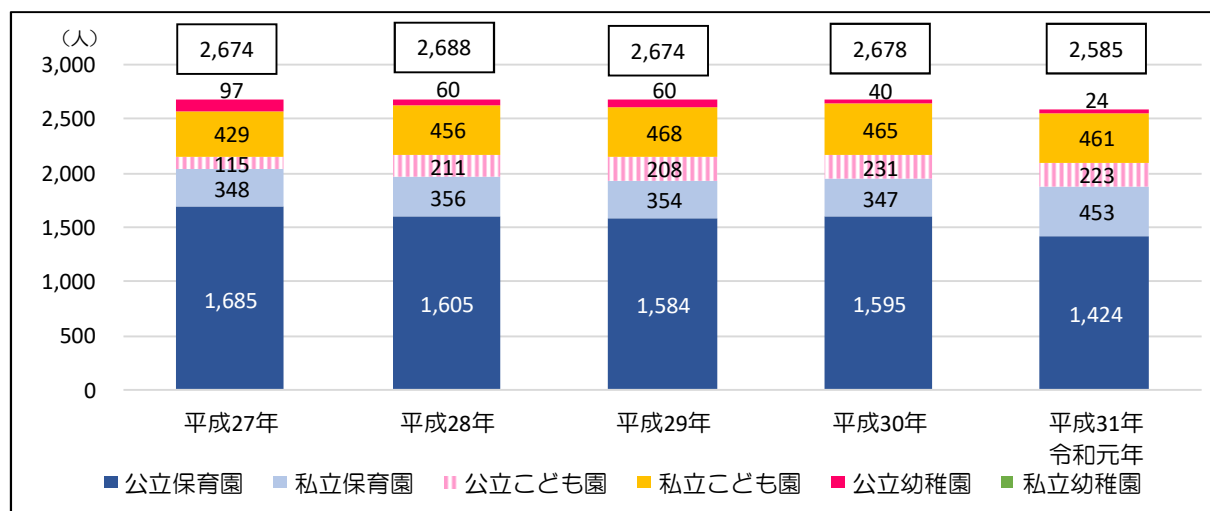
平成27年から平成31年（令和元年）の保育園・幼稚園の入園児童数全体をみると減少傾向にあります。一方、認定こども園の全体の入園児童数は増加傾向にあります。

● 保育園・認定こども園・幼稚園入園児童数の推移

（単位：人、園）

区分	平成27年 (2015年)		平成28年 (2016年)		平成29年 (2017年)		平成30年 (2018年)		平成31年 令和元年 (2019年)		
	園児数	園数	園児数	園数	園児数	園数	園児数	園数	園児数	園数	
保育園	公立	1,685	18	1,605	17	1,584	17	1,595	17	1,424	16
	私立	348	4	356	4	354	4	347	4	453	6
	小計	2,033	22	1,961	21	1,938	21	1,942	21	1,877	22
認定 こども園	公立	115	1	211	2	208	2	231	2	223	2
	私立	429	2	456	2	468	2	465	2	461	2
	小計	544	3	667	4	676	4	696	4	684	4
幼稚園	公立	97	3	60	2	60	2	40	2	24	2
	私立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	97	3	60	2	60	2	40	2	24	2
合計	2,674	28	2,688	27	2,674	27	2,678	27	2,585	28	

資料：子育て支援課（保育園・認定こども園：各年4月1日現在 幼稚園：各年5月1日現在）



(2) 特別保育等の推移

①特別保育等の状況

一時保育については、ニーズは増加傾向にあります。また、乳児・未満児数及び障がい児数は全体で見ると増加しています。

●一時保育延べ利用人数の推移

(単位：か所、人)

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
実施施設数	5	5	5	6
延べ利用人数	3,866	3,846	4,157	4,289

資料：子育て支援課

●乳児・未満児数受入の推移

(単位：か所、人)

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
実施施設数	16	16	16	16
0歳児	64	80	94	86
1歳児	293	332	314	365
2歳児	410	392	430	393
合計	767	804	838	844

資料：子育て支援課

●障がい児保育受入の推移

(単位：か所、人)

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
受入施設数	18	18	20	20
障がい児数	35	60	76	81

保育園及び認定こども園の2号・3号のみ

資料：子育て支援課（各年3月1日現在）

(3) 小学校・中学校の児童生徒数の推移

①小学校・中学校の児童生徒数

児童数、生徒数ともに減少傾向となっています。

●小学校・中学校の学級数及び児童生徒数の推移

(単位：学級、人)

区分	平成27年 (2015年)		平成28年 (2016年)		平成29年 (2017年)		平成30年 (2018年)	
	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数
小学校	191	4,156	191	4,115	190	3,983	193	3,930
中学校	75	2,082	75	2,033	74	2,037	71	1,971
合計	266	6,238	266	6,148	264	6,020	264	5,901

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

(4) 地域における子育て支援サービス利用の推移

①地域における子育て支援サービスの利用状況

平成26年度から平成30年度のファミリー・サポート・センター（1施設）の登録会員数をみると、提供会員及び両方会員は横ばいですが、依頼会員は微増となっています。地域子育て支援センターの利用者数及び相談件数は減少傾向となっています。

●ファミリー・サポート・センターの状況

(単位：人、件)

区 分		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
登録会員	依頼会員	260	244	220	218	240
	提供会員	89	88	89	88	90
	両方会員	58	57	56	55	55
	合計	407	389	365	361	385
利用状況	利用件数	1,668	1,898	1,253	887	914
	時間数	1,995時間	2,043時間	1,443時間	1,304時間	1,054時間

資料：子育て支援課

●地域子育て支援センターの利用状況

(単位：人、件)

区 分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
施設数	8	9	10	10	10
延べ利用者数	49,842	64,860	70,712	64,900	58,572
延べ相談件数	2,774	2,590	3,916	3,667	3,380

資料：子育て支援課

(5) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の利用の推移

①放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の利用状況

平成26年度から平成30年度の在籍児童数は、増加傾向となっています。児童クラブ数は平成30年度で公立16か所、私立2か所の計18か所を設置しています。また、早朝・延長利用数も増加傾向となっています。

●児童クラブ数及び登録児童数の推移

(単位：か所、人)

区 分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
児童クラブ数	16	16	16	17	18	
内訳	登録児童数	516	632	737	841	901
	1年生	204	227	255	270	264
	2年生	166	195	210	245	249
	3年生	97	148	162	180	201
	4年生	49	60	89	106	128
	5年生	0	2	20	31	43
	6年生	0	0	1	9	16

資料：子育て支援課

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

●早朝・延長利用者の推移

(単位：人)

区分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
早朝・延長保育	1,506	1,259	4,279	6,053	5,664

資料：子育て支援課

(6) 児童福祉施設の利用の推移

①児童福祉施設の利用状況

地域の児童福祉施設として、児童館、児童センター、児童研修館^{※8}を合わせて8か所設置しています。

また、児童クラブ^{※9}が設置されていない小学校区に、小学校の空き教室等を活用して、小学生児童が放課後を過ごす「なかまの会^{※10}」を5か所設置し、子育て家庭への支援を行っています。

●児童福祉施設数

(単位：か所)

名称	設置数
児童館	5
児童センター	2
児童研修館	1
児童クラブ	18
なかまの会	5
地域子育て支援センター	10

資料：子育て支援課（平成31年4月現在）

●児童館・児童センター・児童研修館の利用者の推移

(単位：か所、人)

区分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
施設数	8	8	8	8	8	
内訳	利用人数	194,443	196,842	199,485	198,613	185,851
	就学前児	41,349	43,423	39,885	38,715	36,750
	小学生	73,537	72,669	77,933	80,979	76,530
	中学生以上 保護者	79,557	80,750	81,667	78,919	72,571
1館1日平均 利用者数	82.5	83.1	84.5	84.1	78.0	

資料：子育て支援課

※8 児童館、児童センター、児童研修館：児童の健全育成と豊かな情操の形成のため、地域における青少年健全育成の拠点として「遊びの場」を提供する場所です。

※9 児童クラブ：保護者の就労等により家庭での児童の生活が困難な場合に、保護者に代わり児童の生活指導や遊びの促進を行う事業です。

※10 なかまの会：放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点となる場所を確保し、遊びと交流の場を提供する事業です。

●なかまの会の登録児童数の推移

(単位：か所、人)

区 分	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	
なかまの会数	5	5	5	5	5	
内 訳	登録児童数	417	411	453	468	477
	1 年生	107	101	103	103	84
	2 年生	89	110	97	96	100
	3 年生	82	75	105	88	96
	4 年生	64	56	73	87	80
	5 年生	39	37	48	63	85
	6 年生	36	32	27	31	32

資料：子育て支援課



4 第1期燕市子ども・子育て支援事業計画の評価……………

本計画の策定にあたり、平成27年3月に策定した第1期計画（平成27年度～平成31年度）における子育て支援事業の進捗状況と成果の確認・評価を行いました。

第1期計画策定時に設定した平成31年度（令和元年度）目標（97指標）に対し、平成30年度末実績に基づき、以下のような事業評価を行いました。

■事業評価

評価	評価基準
A：順調	目標（値）を達成
B：おおむね順調	目標（値）には達していないが、基準年度となる平成25年度より改善している、または進捗率90%以上100%未満
C：やや遅れている	目標（値）に達していないし、基準年度となる平成25年度実績とあまり変わらない、または進捗率75%以上90%未満
D：遅れている	目標（値）に達していないし、基準年度となる平成25年度実績を下回っている、または進捗率75%未満
E：未実施	実施していない、取り組みを終了または他の事業に移行

■事業評価結果

評価	該当指標
A：順調	49
B：おおむね順調	36
C：やや遅れている	6
D：遅れている	1
E：未実施	5
合計	97
A + B	85 (87.6%)

第1期計画の評価については、子ども・子育て支援の施策を推進するため、97指標を設定し、そのうち「おおむね順調」とする進捗率90%以上の指標は、85指標（87.6%）となりました。

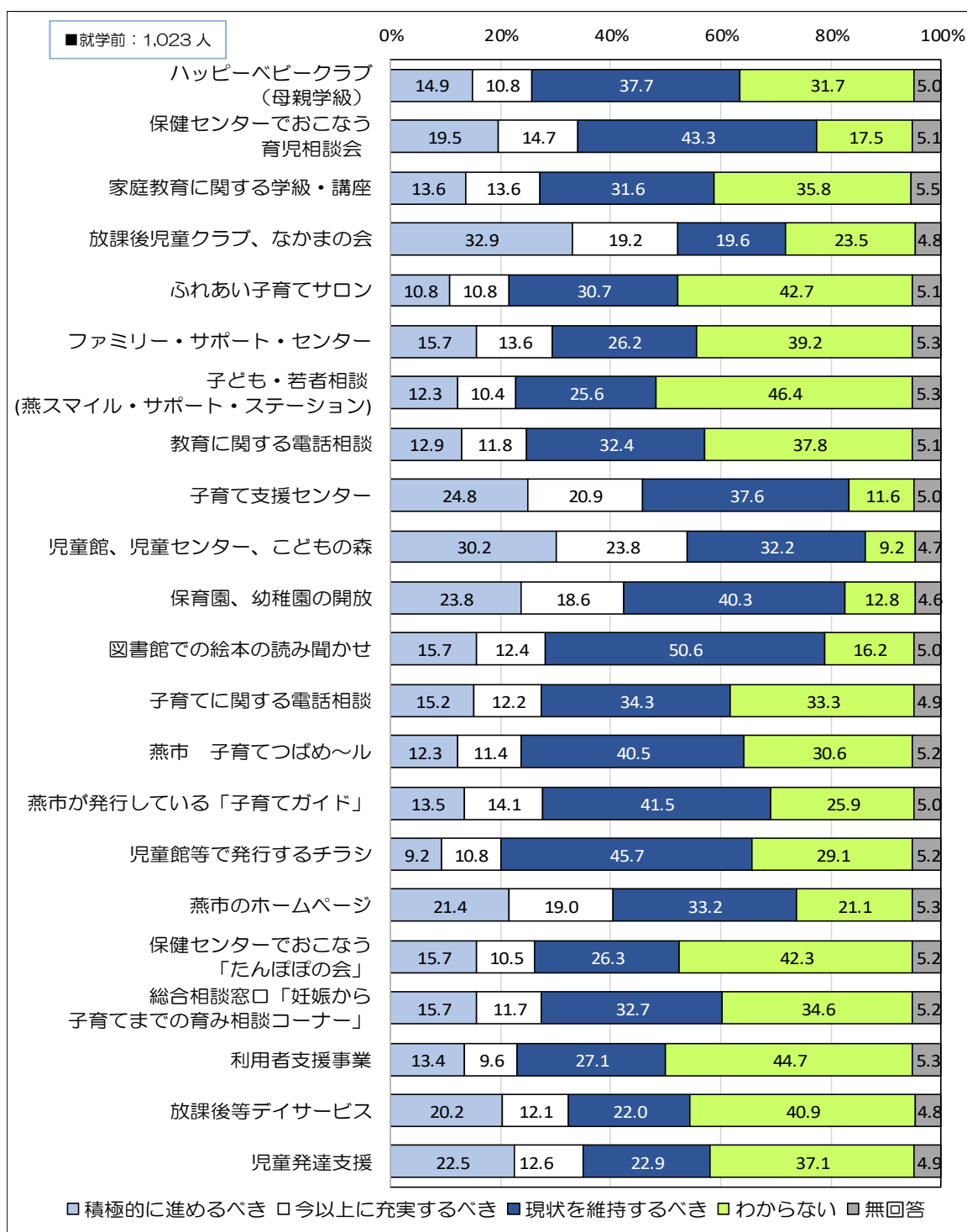
事業評価結果と現状を踏まえ、改めて今後の方向性と本計画の終期にあたる令和6年度の目標を設定しました。

5 ニーズ調査結果の概要抜粋

(1) 子育てしやすい環境整備のために、市に期待することをお答えください。

＜就学前児童の保護者＞

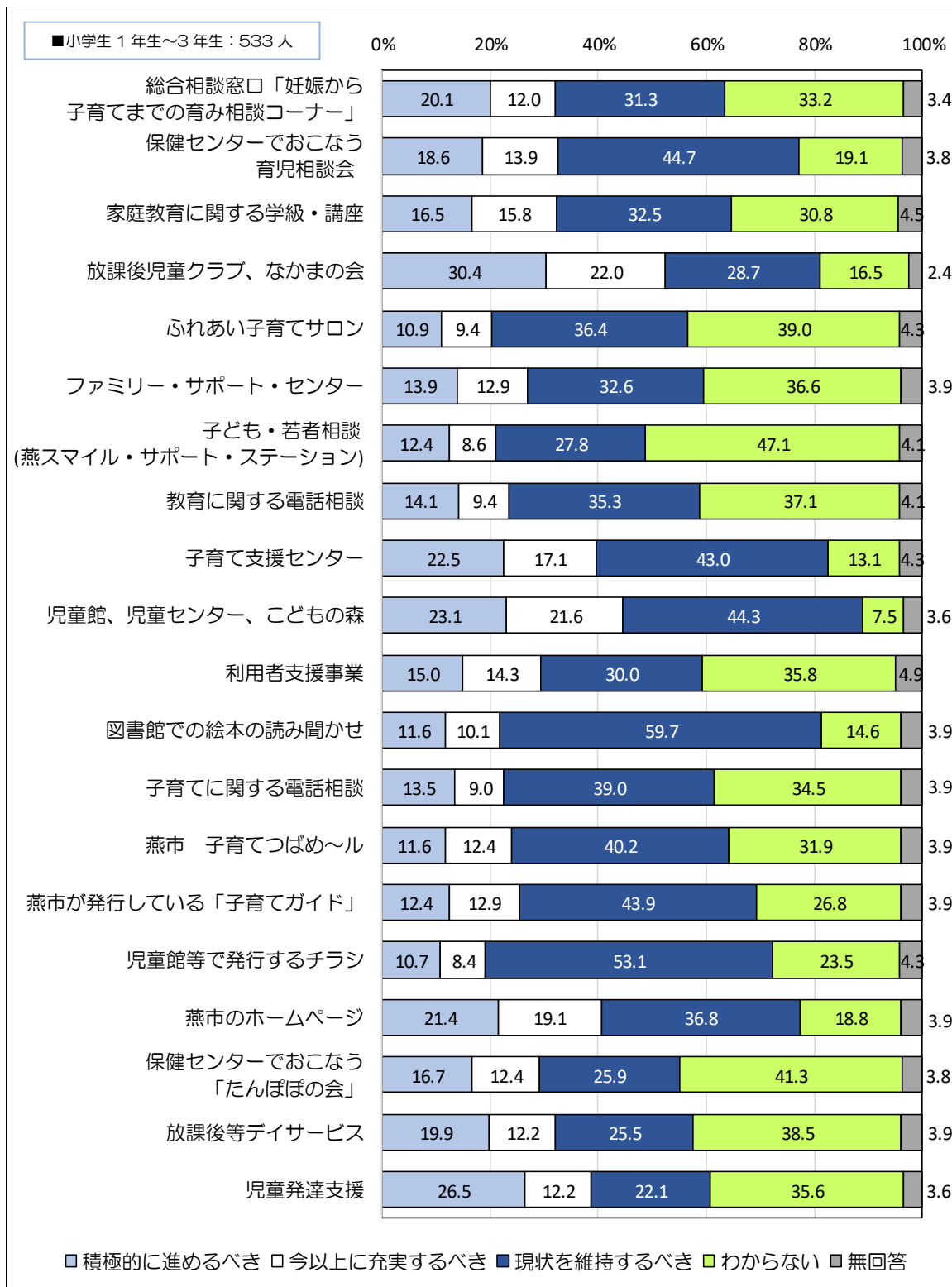
「積極的に進めるべき」、「今以上に充実するべき」を合わせて、第1位 54.0%、「児童館、児童センター、こどもの森」、第2位 52.1%「放課後児童クラブ、なかまの会」、第3位 45.7%「子育て支援センター」となっています。



第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

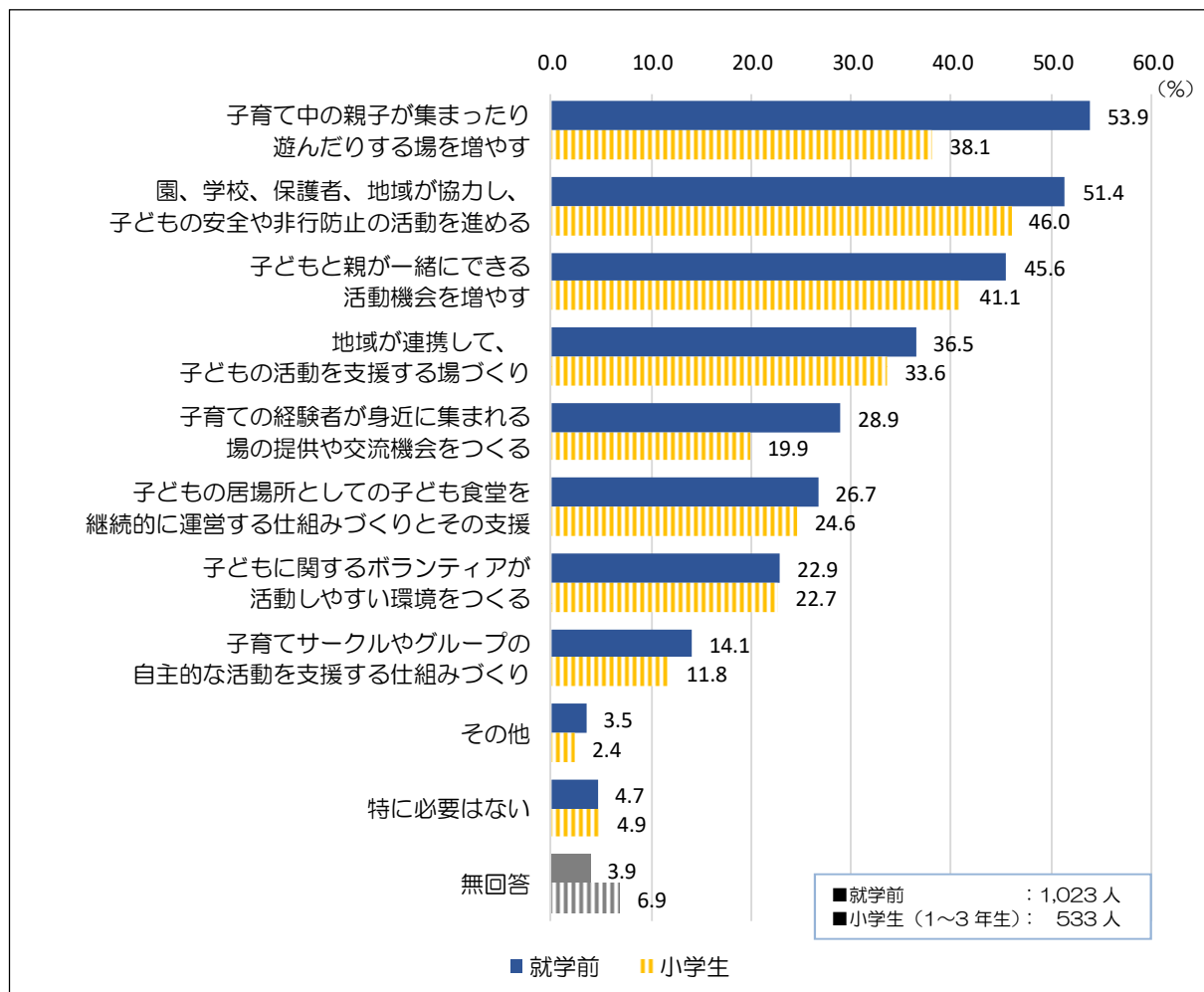
<小学生児童の保護者>

「積極的に進めるべき」、「今以上に充実するべき」を合わせて、第1位 52.4%「放課後児童クラブ、なかまの会」、第2位 44.7%「児童館、児童センター、こどもの森」、第3位 40.5%「燕市のホームページ」となっています。



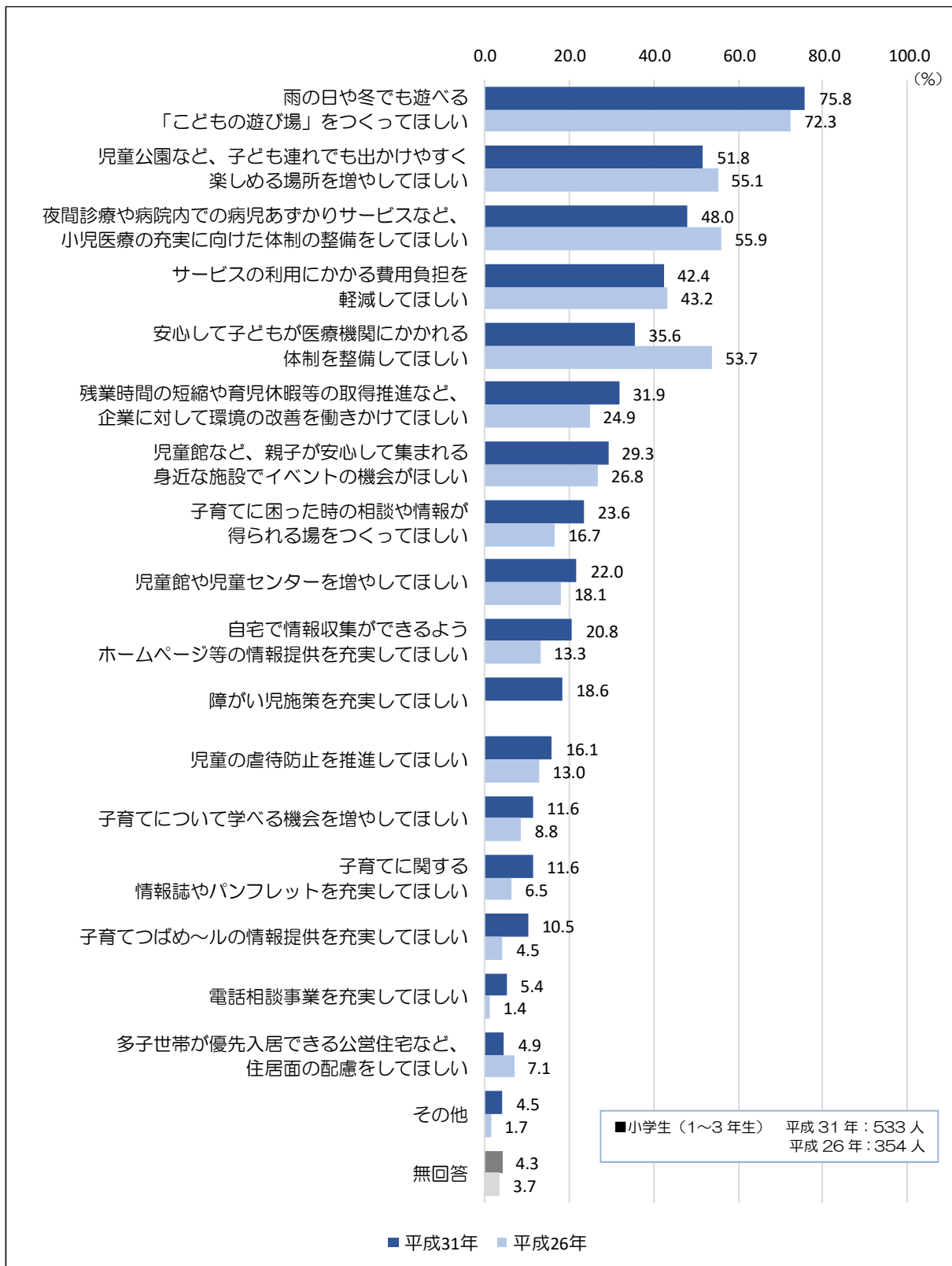
(2) 安心して子育てするためには、地域でどのような取り組みが重要だと思いますか（複数回答）。

就学前児童の保護者への調査では「子育て中の親子が集まったり遊んだりする場を増やす」が53.9%と最も高く、小学生（1～3年生）の保護者への調査では「園、学校、保護者、地域が協力し、子どもの安全や非行防止の活動を進める」が46.0%と最も高くなっています。



(3) 燕市に対してどのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか（複数回答）。

「雨の日や冬でも遊べる『子どもの遊び場』をつくってほしい」が75.8%と最も高く、次いで「児童公園など、子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が51.8%となっています。



6 燕市の子ども・子育て支援の課題

本市の人口は、平成12年(2000年)の84,297人をピークに減少しています。また、本市の自然増減の要因と社会増減の要因を分析した結果、出生数の低下と若年層(15歳~24歳)の東京圏への転出超過が人口減少に大きな影響を及ぼしています。今後もこの傾向が続くと、さらなる人口減少・少子高齢化の進行が懸念されます。

安心して子どもを出産し、育てることのできるまちづくりのため、地域や市民と連携して、子ども・子育て支援事業を推進する必要があります。

(1) 核家族化の進行による育児負担の増加

近年、本市においても人口は減少傾向にあるものの、世帯数は増加しており、1世帯あたりの人員は年々減少しています。また、核家族の増加により、かつては家族や近隣から得られていた知恵や支援が得られにくくなり、育児負担の増加による育児の孤立化があらたな問題点として指摘されています。

ニーズ調査結果では、子どもをみてもらえる親族・知人について、「いずれもない」と応えた人は、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに7.9%(前回就学前児童の保護者6.0%、小学生児童の保護者7.6%)となっています。また、気軽に相談できる人、場所が「いない/ない」と回答した人が就学前児童の保護者は4.3%(前回5.0%)、小学生児童の保護者が8.3%(前回9.9%)となっています。自由意見では、情報提供や相談体制の充実を望む意見が多く上げられていました。

子育てに関する悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供や切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが必要です。

(2) 保護者の就業形態の多様化による保育ニーズの増加

核家族化の進行や共働き世帯の増加により、保育ニーズも年々増加しています。保護者の就労状態について、ニーズ調査結果では、就学前児童の母親の87.1%(前回78.1%)、小学校児童の母親の89.5%(前回84.2%)が働いています。前回調査と比較しても就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに増加し、今後も母親の就労率は増加していくと予測されます。今後も保育ニーズに対応した受け皿の整備を進めるとともに、安全・安心で質の高い教育や保育を提供していく必要があります。

また、ニーズ調査結果では、放課後に過ごさせたい場所について、小学生児童の保護者は「放課後児童クラブ」が36.2%(前回23.4%)、「なかまの会」が8.1%(前回は、なかまの会、公民館、公園など合わせて9.3%)となっています。放課後の居場所に対するニーズも併せて増加しており、引き続き心身ともに子どもの健やかな成長を支えるための生活の場、遊びの場の環境づくりを進めていくことが必要です。

(3) 子どものライフステージに合わせた支援

安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てするためには、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期など、それぞれのライフステージに合わせた切れ目のない支援が求められています。

特に、特別な配慮を必要とする子どもや経済的に困難を抱えた家庭などについては、よりきめ細やかに、一人ひとりの個性と能力に応じた支援をしていくことが必要です。

ニーズ調査結果では、市に期待する環境整備について、放課後等デイサービス^{※11}、児童発達支援は「積極的に進めるべき」が就学前児童の保護者、小学生児童の保護者で、それぞれ約2割となっています。子育て世帯が安心して暮らしていけるよう精神的・経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実が求められています。

(4) 男性の子育てへの参画を促す環境の整備

女性の就労率が上がり、共働き世帯が増加しているにもかかわらず、父親の育児休暇取得率は極めて低いまま推移しています。アンケート調査の結果でも、育児休暇取得率は母親が9割近くを占め、子どもが病気になった際の対応からも、子育ての負担の多くが母親にかかっている現状がうかがえます。企業に対して男性であっても女性であっても、子育てをしても働きやすい環境の整備を働きかけるとともに、学校での教育も含め、家事・育児に関する意識の醸成を図る必要があります。

^{※11} 放課後等デイサービス：児童福祉法第6条の2の2 第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行う事業です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では平成27年3月に、「燕市次世代育成支援行動計画」の考え方を受け継いだ「燕市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の施策を総合的に実施してきました。策定にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付^{*12}」や「地域子ども・子育て支援事業^{*13}の整備」にとどまらず、すべての子どもたちが笑顔で成長していくために、安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるよう、「輝く未来へ!! 笑顔あふれる 子育てのまち つばめ」を基本理念として掲げました。

少子高齢化が進行する中、子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりは重要な課題です。社会状況の変化などがありますが、子育て家庭、学校、地域住民、事業者、行政などが一体となり、社会全体で子育てを支え、子育てに夢や希望を持つことができる環境づくりへの取り組みをより充実させるため、第1期計画の理念を引き継ぎ、本計画の基本理念とします。

輝く未来へ!!

笑顔あふれる 子育てのまち つばめ



● 基本理念に込めた願い ●

「輝く未来へ!! 笑顔あふれる 子育てのまち つばめ」には、燕市の未来を担う人材である子どもたち、子育てをする親たち、地域の人たちの笑顔があふれるように、親も子どももみんなが安心して生活できる子育て支援が充実したまちを目指し、子どもたちの未来が夢や希望に満ちた輝く未来になってほしいという願いが込められています。

*12子ども・子育て支援給付：児童手当などの子どものための現金給付や子どものための教育・保育給付（支給認定、要保育認定等、施設型給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担）のことです。

*13地域子ども・子育て支援事業：利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診などのことです。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を設定して総合的に施策の展開を図ります。

基本目標 1 育てることと働くことの両立支援のために

仕事と子育ての両立を支援するとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた啓発に取り組み、男女共同参画社会の実現と、子育てをしながら仕事や社会参加ができる環境づくりを推進します。

基本目標 2 地域とともに安心して子育てするために

安心して子どもを産み、健やかに育てていくために、情報の提供と相談体制の強化を推進します。また、地域をはじめ社会全体で子育て支援に取り組むための拠点づくりや交流の場の整備に取り組み、子育てネットワークづくり、地域における子育て力の向上を図り、総合的な子育て支援体制を推進します。

基本目標 3 健康で豊かな心に満ちあふれた子どもの成長のために

子どもの健康づくりは、母親の妊娠・出産期から始まります。そのために、妊産婦や乳幼児等を対象に健康診査や育児相談、医療に関する支援を実施します。

また、食育等を通じて母子の健康と健やかな成長を支援します。

基本目標 4 子どもの学ぶ力と生きる力を育むために

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するため、学校、家庭、地域が協力し、教育力の向上と子どもの「生きる力」を育てる教育環境づくりに取り組みます。

また、すべての子どもの健やかな成長のため、配慮を必要とする子ども・家庭への支援の充実に努めます。

基本目標 5 子育て家庭の安心のために

子どもを虐待などの被害から守るため、学校、地域、関係機関・団体等が一体となった防止対策を推進するとともに、被害に遭った子どもの適切な保護及びその保護者への支援体制の充実に努めます。

また、交通安全教室などをはじめとした交通安全対策や子どもを犯罪等の被害から守る対策など、安全で安心して外出できる環境を整備します。

3 計画の体系

基本理念

輝く未来へ!! 笑顔あふれる 子育てのまち つばめ

基本目標	施策
1 育てることと働くことの 両立支援のために	(1) 保育サービスの充実 (2) 子育てしやすい雇用環境の整備 (3) 男女共同参画による子育ての推進
2 地域とともに 安心して子育てするために	(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 子育て支援の情報提供・相談体制の充実 (3) 児童と地域との交流の推進 (4) 経済的な子育て支援 (5) 親子で遊び学べる場の提供
3 健康で豊かな心に 満ちあふれた 子どもの成長のために	(1) 親子の健康づくりの支援 (2) 医療費支援等の充実 (3) 食育等の推進
4 子どもの学ぶ力と生きる力 を育むために	(1) 教育環境等の整備と質の向上 (2) 家庭や地域の教育力の向上 (3) 特別な配慮を必要とする子ども・家庭への支援 (4) 子どもの貧困に関する取り組み
5 子育て家庭の安心のために	(1) 児童虐待防止策の充実 (2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

第4章 施策の方向性

基本目標 1

育てることと働くことの両立支援のために ……………

■現状と課題

核家族化の進行や女性の就労率の増加など、子育て家庭を取り巻く就労環境が変化
する中、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実感できる社会をめざし、
必要とされる支援サービスの充実や子育てしやすい労働環境の整備が求められてい
ます。

また、男女平等と男女共同参画の理解を深め、職場や家庭、地域において固定的な
性別役割分担意識に捉われない意識の醸成を図る必要があります。

■施策の方向性

（1）保育サービスの充実

女性の社会進出が進み、就労形態が多様化する中、仕事と子育ての両立を支える保
育サービスの充実が求められています。そのため、多様な保育ニーズに対応するとと
もに、利用者の生活実態に合った支援体制づくりを進めます。

（2）子育てしやすい雇用環境の整備

ワーク・ライフ・バランスの実現のために事業者に対し啓発などを行うことにより、
男女労働者が働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境の整備を促します。県、ハ
ローワーク、企業、地域など多様な主体による子育て支援活動と相互に連携し、取り
組みを進めます。

（3）男女共同参画による子育ての推進

女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、職場や家庭において、従来の男女の
固定的な性別役割分担意識から、子育てや様々な家事の負担が女性に集中し、退職を
余儀なくされる状況がみられます。男性が育児や介護などにもかかわり、地域活動に
も参加できるような環境整備と意識啓発を推進します。

■ 施策の達成目標

指標項目	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
待機児童数	0人	0人
イクボス ^{※14} 研修の開催	1回	1回
女性活躍推進フォーラムの開催	1回	1回
男女共同参画講座の開催	1回	1回



※14 イクボスとは、職場で共に働く部下、スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者、管理職）のことをいいます。

基本目標 2

地域とともに安心して子育てするために ……………

■現状と課題

家族形態や就労形態の変化等により子育て世帯のニーズも多様化しています。安心して子どもを産み、健やかに育てていくためには、社会全体で子育てを支援する地域づくりが求められています。

そのため、子育て支援のための拠点づくりや交流・相談の場、地域における子育て力の向上や総合的な子育て支援体制の整備が必要となっています。

■施策の方向性

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

身近な地域で子育て支援サービスを受けることができるよう、環境を整備するとともに、様々な地域の人材や団体等の資源をネットワーク化し、地域ぐるみで支えあいを推進していきます。

(2) 子育て支援の情報提供・相談体制の充実

子育て中の家庭が不安や負担を抱えたまま孤立することがないように、子育て支援に関する情報を提供するとともに、子育て家庭に寄り添うため、妊娠から子育てに関する窓口を一元化することより、切れ目なくきめ細やかな相談体制の充実に取り組みます。また、子育て支援センター等の職員を対象に研修を実施し、修了者を「子育てコンシェルジュ^{※15}」として配置することで相談体制の強化を図ります。

(3) 児童と地域との交流の推進

児童の健全育成と地域における子育て支援の充実、交流の促進を図る事業を推進します。また、地域の社会資源や人材を有効に活用し、児童館や学校、地域における様々な活動を円滑に進められるよう環境整備に努めます。

※15 子育てコンシェルジュ：国が定めた子育て支援員研修を受講した職員を「子育てコンシェルジュ」として任命し、職員のスキルアップを図ります。

(4) 経済的な子育て支援

子育て中の家庭の多くは、育児に対する不安とともに、経済的な負担も大きなものになっています。次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、経済的な理由により就学が困難な家庭に対し、就学援助制度、奨学金、入学準備金制度など経済的支援の充実に努めます。

(5) 親子で遊び学べる場の提供

遊びは、人との関わり方やルールを学べるなど、子どもの発達に大切な要因です。子どもの心身の健全な成長と、親子のふれあいのため、身近な地域で親子が安全・安心に遊び学べる機会や場を提供します。

■ 施策の達成目標

指標項目	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
子育て支援センター 実施施設数、延べ利用者数	10施設 58,572人	10施設 77,800人
育児相談会 乳児の新規参加率	32.8%	40%
公園遊具の老朽化による事故数	0件	0件



基本目標 3

健康で豊かな心に満ちあふれた子どもの成長のために…………

■現状と課題

子育ては、保護者の生活習慣や食生活に大きく影響されます。子どもの成長と幸せの基盤となる健康を適切に確保していけるよう、妊娠・出産期からのライフステージに応じた母子保健施策を推進するとともに、小児医療に関する取り組みの充実が求められています。

■施策の方向性

(1) 親子の健康づくりの支援

安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てするために、妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期等を通じて切れ目のない妊娠出産支援の強化を図り、母子の健康が保たれるよう、母子保健の充実を図ります。

(2) 医療費支援等の充実

地域においていつでも安心して医療サービスが受けられるよう、周産期医療^{※16}、小児救急を含む小児医療の充実に努めます。また、医療費助成を行い経済的負担の軽減を図ります。

(3) 食育^{※17}等の推進

乳幼児期に培われた食習慣は、その子の一生の健康に大きく影響します。子どもが健やかで豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育の推進を図ります。

また、子どもたちの健やかな成長のためには、食事や適度な運動はもちろん、十分な休養や睡眠なども大切であることから、規則正しい生活習慣づくりの推進を図ります。

^{※16} 周産期医療：周産期とは妊娠22週から出生後7日未満のことをいい、周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のことです。

^{※17} 食育：生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

■ 施策の達成目標

指標項目	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
妊婦、新生児等に対する訪問指導	妊婦訪問 26.4% 産婦訪問 82.4% 新生児訪問 84.6%	妊婦訪問割合 27%以上 産婦訪問割合 83%以上 新生児訪問割合 85%以上
県央医師会応急診療所診療日数	365日 実施率：100%	365日 実施率：100%
離乳食相談会 新規参加率	48.4%	50%



基本目標 4

子どもの学ぶ力と生きる力を育むために……………

■現状と課題

自然や人とのふれあいを大切にし、豊かな人間性や、真に豊かな調和のある社会をめざした生き方を一人ひとりが身につけられるよう、幼稚園や保育園、認定こども園、学校、家庭、地域が一体となり次代の担い手の育成に取り組んでいく必要があります。

また、すべての子どもの健やかな成長のため、特別な配慮を必要とする子ども・家庭への支援の充実が求められています。

■施策の方向性

(1) 教育環境等の整備と質の向上

子どもが将来、大人になって社会の中で主体的に生きていく力を育成するため、学ぶ意欲や思考力、判断力、そして社会性をはじめとした様々な力を身につけることができるよう、信頼される教育環境づくりに取り組みます。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

子どもたちの健やかな成長を支えつつ豊かな心を育み、将来、社会の一員として主体的に責任感を持って自己実現することができる子どもたちを育成するため、家庭や地域を対象とした講座の開催や体験の機会などの充実を図ります。また、地域において、子どもたちが自然環境を活かした様々な体験活動をとおして豊かな人間性や自主性、価値観を学べる機会を充実します。

(3) 特別な配慮を必要とする子ども・家庭への支援

発達障がいや言葉の壁などの問題を抱え、特別な配慮を必要とする子どもや子育て家庭を支えるための支援体制の充実や、関係機関との連携強化を図ることで、すべての家庭が安心して子育てでき、すべての子どもたちが安心して心も身体も健やかに成長していくことができる環境づくりを進めます。

(4) 子どもの貧困に関する取り組み^{※18}

現在、日本では子どもの貧困が大きな社会問題となっており、日本での子どもの貧困率は、平成28年の厚生労働省の国民生活基礎調査で13.9%、7人に1人の割合で貧困状態にあるといわれており、ひとり親、特に母子家庭の世帯収入が低い傾向にあります。

本市において、平成29年度にひとり親家庭等を対象にした生活実態に関するアンケート調査を実施し、その結果から「相談体制の充実」、「放課後の居場所づくり」、「学力向上支援」などの課題が見えてきたため、子どもやその保護者などを支援する事業に取り組んでいく必要があります。

今後もこれまで実施した子どもの貧困対策事業を継続して取り組むとともに、引き続き貧困の実態把握に努め、基礎的自治体として子どもやその保護者などを支援する事業に取り組み、国や県に対しても必要な支援策を要望していくほか「新潟県子どもの貧困対策推進計画」も推進していきます。

■ 施策の達成目標

指標項目	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
学校不適応・ひきこもり相談事業における相談の解決等達成率	67%	70%
子どもに対する体験的学習事業参加者数（公民館主催）	14講座・201人	15講座・260人
「親子のびすく教室」を紹介した乳幼児の教室参加率	78.6%	80%
弁護士による悩みごと相談会参加者が相談したことによる負担の軽減率	86%	100%



※18 子どもの貧困に関する取り組み：平成29年度に実施したひとり親家庭等（児童扶養手当受給者、就学援助受給者）を対象にしたアンケート調査の結果を踏まえ、平成30年度に「燕市子どもの貧困対策検討会議」を設置し、有識者や福祉関係者、教育関係者など様々な分野の方から意見を聞き、子どもの貧困対策について検討を重ね、子どもやその保護者などに支援を行っています。

基本目標 5

子育て家庭の安心のために……………

■現状と課題

児童虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合って起こると考えられており、近年ではその発生件数が増加傾向にあるため、対策が求められています。また、都市基盤の整備が進む一方で、子どもが犠牲となる交通事故、重大事件が増えています。子育て家庭が安心して外出できるようにバリアフリーなまちづくりに取り組むとともに、交通事故や犯罪から子どもを守るための活動を推進する必要があります。

■施策の方向性

(1) 児童虐待防止策の充実

体罰によらない子育ての推進・啓発を行うとともに、児童虐待や児童に関する様々な相談への早期対応と関係機関との連携により、要保護児童や保護者への適切な保護及び支援を図ります。また、すべての子どもと家庭及び妊産婦等の福祉に関し、必要な支援全般に係る業務が効果的・効率的に実施できるよう課題を整理し、支援体制の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性の強化やネットワーク関係機関の連携強化の取り組みを進めます。

(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子育て家庭が安心して子どもを育て、子どもが安全に暮らせるように、交通安全対策を推進するとともに、子どもたちに正しい交通ルールとマナーを身に付けてもらうため、交通安全教室を実施します。

(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪などの被害から守り、安心・安全な環境づくりを推進するため、地域における防犯設備の整備や地域安全活動を支援し、犯罪防止対策に取り組めます。

■ 施策の達成目標

指標項目	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
要保護児童数	134人	関係機関との連携をより強化し、特定妊婦※19等への早期からの対応と定期的な要保護児童等の進行管理のもと、適切な支援を実施し児童虐待の未然防止に努めます。
刑法犯認知件数 少年補導件数	318件 18件	刑法犯認知件数及び少年補導件数の減少



※19 特定妊婦：障がいをお持ちの方や若年により、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦を言います。

第5章 子育て支援事業の実施計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、市町村は、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を、「教育・保育提供区域」として定めることとなっています。本市は、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、提供区域は全区域を1区域として設定します。

2 量の見込みの考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は、各年度における区域ごとの教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の必要事業量（＝量の見込み）を算出し、提供体制の確保の内容とその実施時期を定めなければならないとされています。

量の見込みの算出にあたっては、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に基づき、ニーズ調査結果から算出した利用意向に、推計される児童数を乗じた数値を基本としています。ただし、ニーズ調査の利用希望の設問の回答が複数であることなどから、算出される数値が実際の利用見込みより大きく算出される傾向にあることを踏まえ、「燕市子ども・子育て会議」等により実際の利用実績等を勘案した補正を行いました。

3 幼児期の教育・保育

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、既存の「教育・保育施設」の老朽化と人口減少を考慮し、今後は施設の統廃合や保育士の配置による受入れ体制の再編等を検討しながら、供給量の調整・設定を行います。そのため、国から示されている算出の手引きに基づき量の見込みを算出し、その確保内容及び確保時期を明らかにするものです。

(1) 保育の必要性の認定

本市に居住する子どもについて、「保育園、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等の利用状況」に「利用希望」を踏まえて、以下の区分で設定します。

認定区分	年齢	子ども・子育て支援法	認定要件
1号認定	3～5歳	第19条1項1号に該当	幼児期の教育のみ
2号認定	3～5歳	第19条1項2号に該当	保育の必要性あり
3号認定	0～2歳	第19条1項3号に該当	保育の必要性あり

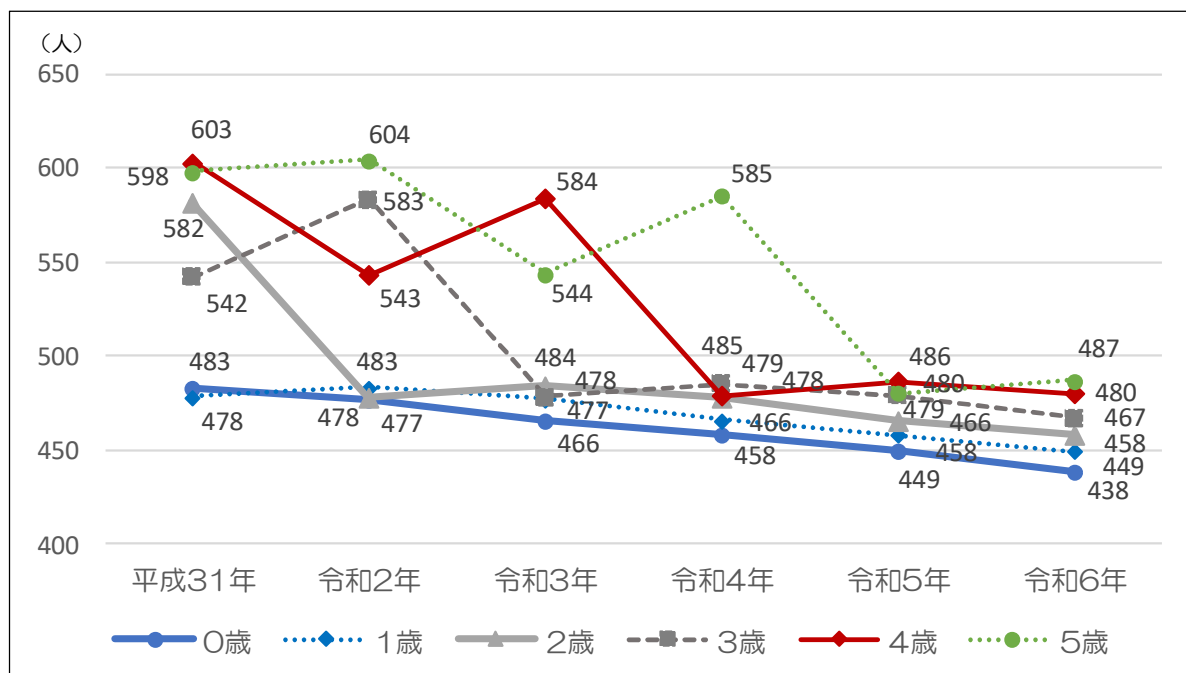
(2) 児童・生徒数の推計

県の人口推計シートを活用し、住民基本台帳^{※20}人口（平成31年4月1日）から、死亡率及び移動率を用いて令和2年（2020年）から令和6年（2024年）までの人口推計を行いました。

■児童・生徒の年齢別人口及び将来推計人口 （単位：人）

年齢	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
0歳	483	477	466	458	449	438
1歳	478	483	477	466	458	449
2歳	582	478	484	478	466	458
3歳	542	583	478	485	479	467
4歳	603	543	584	479	486	480
5歳	598	604	544	585	480	487
0～5歳	3,286	3,168	3,033	2,951	2,818	2,779
6～11歳	3,891	3,792	3,754	3,626	3,597	3,482
12～17歳	4,253	4,098	3,921	3,813	3,666	3,578
総人口	79,382	78,785	78,159	77,515	76,847	76,147

※平成31年は4月1日現在時点の実績値 令和2年以降は4月1日現在時点の推計値



※20 住民基本台帳：氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるものです。

(3) 幼児期の教育・保育の量の見込み

① 3号認定（0歳）

保育園及び認定こども園で0歳児の保育を実施する事業です。

■実績

(単位：人)

区 分		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
計画	(見込み量)	151	149	148	146	143
	(提供量合計)	153	153	153	153	153
実績	4月1日実績	63	82	98	88	95
	年度末実績	143	133	143	122	—
計画比		94.7 %	89.3 %	96.6 %	83.6 %	—

*平成31年度は4月1日実績のみのため計画比は省略

■計画

(単位：人)

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画(見込み量)	153	154	155	156	157
確保方策	159	159	159	159	159

●評価及び今後の提供体制と確保の考え方

就学前児童数は、出生数の減少により年々減少していますが、入園児童数はほぼ横ばいとなっています。

4月当初の入園数は少ない傾向にありますが、年度途中で育児休業を終えて職場復帰をするため入園を希望するケースが多く、希望する園に入園できない場合もあります。

今後さらに女性の就労率の増加が見込まれることから、保護者のニーズや地域ごとの需要に合わせ、適切に対応していきます。

② 3号認定（1・2歳）

保育園及び認定こども園で、1歳児及び2歳児の保育を実施する事業です。

■実績

(単位：人)

区 分		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
計画	(見込み量)	635	591	584	578	571
	(提供量合計)	639	639	639	639	639
実績	4月1日実績	707	724	750	759	772
	年度末実績	722	728	745	767	—
計画比		113.7 %	123.2 %	127.6 %	132.7 %	135.2 %

*平成31年度は4月1日実績で計画比を算出

■計画

(単位：人)

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画(見込み量)	741	770	785	800	816
確保方策	823	823	823	823	823

●評価及び今後の提供体制と確保の考え方

就学前児童数は、出生数の減少により年々減少していますが、入園児童数は微増傾向にあります。

実績が計画値を大きく上回っています。今後さらに女性の就労率の増加が見込まれることから、保護者のニーズや地域ごとの需要に合わせ、適切に対応していきます。

③ 保育利用率の目標値設定

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされていることから以下に市全域の保育利用率を掲げます。

なお、保育利用率の目標値は、「見込み量（3号認定）÷各年度推計人口（0～2歳）×100（小数点以下第1位まで）」により算出した数値とします。

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量	894人	924人	940人	956人	973人
推計児童数	1,438人	1,427人	1,402人	1,373人	1,345人
保育利用率	62.2%	64.8%	67.0%	69.6%	72.3%

④ 2号認定

保育園及び認定こども園において、3歳～5歳児の保育を行う事業です。

(単位：人)

■実績

区 分		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
計画	(見込み量)	1,510	1,498	1,438	1,392	1,322
	(提供量合計)	1,510	1,498	1,438	1,392	1,322
実績	4月1日実績	1,670	1,643	1,615	1,650	1,582
	年度末実績	1,661	1,640	1,620	1,662	—
計画比		110.0 %	109.5 %	112.7 %	119.4 %	119.7 %

*平成31年度は4月1日実績で計画比を算出

■計画

(単位：人)

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画(見込み量)	1,579	1,470	1,423	1,332	1,326
確保方策	2,064	2,064	2,064	2,064	2,064

●評価及び今後の提供体制と確保の考え方

出生数の減少により就学前児童数は減少しており、入園児童数も減少しています。今後も減少が見込まれる状況ですが、平成30年度は就業形態の多様化などにより若干増えています。これは1号認定(教育標準時間^{*21})の人数が減少し、2号認定(保育標準時間^{*22})が増えたことが要因の一つと考えられます。今後も引き続き保護者のニーズを把握し、保育環境の維持に努めます。

*21教育標準時間：3歳以上で小学校就学前において学校教育のみを受ける幼稚園や認定こども園の子どものことです。

*22保育標準時間：保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、「保育標準時間認定」(最長11時間)と「保育短時間認定」(最長8時間)に区分されます。

⑤ 1号認定（3～5歳）

幼稚園及び認定こども園において、教育標準時間認定を受けた3歳～5歳児の教育を行う事業です。

■実績

(単位：人)

区 分		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
計画	(見込み量)	268	270	264	259	250
	(提供量合計)	486	486	486	486	486
実績	4月1日実績	218	229	215	185	149
	年度末実績	227	218	213	178	—
計画比		84.7 %	80.7 %	80.7 %	68.7 %	59.6 %

*平成31年度は4月1日実績で計画比を算出

■計画

(単位：人)

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画(見込み量)	151	136	126	113	108
確保方策	296	296	296	296	296

●評価及び今後の提供体制と確保の考え方

就学前児童数の減少や、就業形態の多様化などにより、幼稚園の入園児童数が減少しています。

「第2次燕市幼稚園・保育園適正配置実施計画^{*23}」では、集団生活や集団教育の質を維持・向上させるため、令和元年度末に幼稚園2園を統合するとともに、将来的な園児数の推移や保護者ニーズを把握し、他の2つの園と統合し、認定こども園への移行を推進します。

^{*23}第2次燕市幼稚園・保育園適正配置実施計画：将来的な園児数の推移や保育ニーズ、施設の老朽度などを踏まえ、幼稚園・保育園及び認定こども園の適正配置を進める計画です。

4 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法の第59条に基づき、本市は、以下に示す11の地域子ども・子育て支援事業を行います。

※ 実績（表）の「計画（見込み量）」については、平成29年に中間見直しを行い、実績値と大きく乖離しているものについては修正しています。表中の括弧内の数値は修正前の計画値です。計画比は修正後の計画値で計算しています。

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が暮らす地域子育て支援拠点（子育て支援センター）等の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

① 基本型

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域子育て支援拠点（子育て支援センター）等の身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を行う事業です。

② 母子保健型

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を行う事業です。

■実績

(単位：か所)

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画(見込み量)	1	1	1	1	2(1)
実績(合計)	1	1	1	2	2
相談件数	263	383	568	1,096	1,154
支援プラン作成	32	44	57	101	99
実績(基本型)	0	0	0	1	1
相談件数	0	0	0	508	523
支援プラン作成	0	0	0	27	15
実績(母子保健型)	1	1	1	1	1
相談件数	263	383	568	588	631
支援プラン作成	32	44	57	74	84

* () 内は平成29年の中間見直し前の数値です。

* 令和元年度は1月31日現在の実績のため計画比は省略

■計画 - 基本型

(単位：か所)

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画(見込み量)	1	1	1	1	1
確保方策(実施か所数)	1	1	1	1	1

■計画 - 母子保健型

(単位：か所)

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画(見込み量)	1	1	1	1	1
確保方策(実施か所数)	1	1	1	1	1

●評価及び今後の提供体制と確保の考え方

基本型は、平成30年度から社会福祉法人吉田福祉会が「地域子育て支援センターきらら」で実施しています。子育てにまつわる不安や悩みなどをワンストップで受け入れ、子育て支援専門員がニーズに合わせた、相談や幅広い情報提供、助言を行うなど、必要なサービスにつなげています。

母子保健型は、平成27年度に市が開設した「育み相談コーナー」で実施してきました。母子健康手帳交付時や出生届時に面談をし、個々の相談に対応するとともに要支援者に対しては支援プランを作成し、関係部署と連携して切れ目のない支援につなげています。

相談件数及び支援プラン作成ともに増加傾向にあることから、今後とも当事者に寄り添いながら相談に応じるとともに、切れ目のない支援体制を確保していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■実績

(単位：延べ人数/月)

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画(見込み量)	4,116	3,909	3,863	3,816	3,761
実績	5,405	5,892	5,408	4,881	4,501
計画比	131.3 %	150.7 %	140.0 %	127.9 %	—

*令和元年度は1月31日現在の実績のため計画比は省略

■計画

(単位：延べ人数/月)

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画(見込み量)	5,897	6,057	6,195	6,336	6,485
確保 方策	施設数	10	10	10	10
	提供量合計	6,500	6,500	6,500	6,500

●評価及び今後の提供体制と確保の考え方

平成27年度に「子育て総合支援センターすくすく」、平成28年度に「燕こども園子育て支援センター」を開設し、10施設で事業を実施しています。

平成28年度から利用者数は減少傾向にあります。

育児休業中をはじめとした専業主婦家庭やひとり親家庭などを含めたすべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、育児不安についての相談や入園前の子育て中の親子の交流や情報提供の支援、子育てサークル等への支援を継続して実施します。また、必要に応じて自宅に訪問して相談を受けるなど、様々な子育て家庭へのニーズにも対応しています。

今後、子育て支援センターの機能強化を図るため、相談員への研修を実施するとともに、空白地域などに支援センターの職員が出向き、相談や情報提供などを行います。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行う事業です。

妊娠届出時に、14回分の妊婦一般健康診査受診票の交付と子宮頸がん検診1回の助成を行います。

■実績 (単位：人)

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画(見込み量)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実績	916	882	795	804	679
計画比	91.6%	88.2%	79.5%	80.4%	—

*令和元年度は1月31日現在の実績のため計画比は省略

■計画 (単位：延べ回数)

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画(見込み量)	5,678	5,595	5,502	5,387	5,283
確保方策	県内医療 機関委託	県内医療 機関委託	県内医療 機関委託	県内医療 機関委託	県内医療 機関委託
提供量合計	5,678	5,595	5,502	5,387	5,283

※令和2年度以降の「計画(見込み量)」は、県への報告に合わせて年間延べ回数としました。

●評価及び今後の提供体制と確保の考え方

平成28年度から子宮頸がん検診についても助成を実施しています。

今後も妊娠届出時に妊婦健康診査受診票の交付を行い、妊娠期から出産期を通じて母子の健康の確保について、経済的な負担を軽減するとともに、安全・安心な出産ができるよう、健康診査の充実と訪問指導などの事後支援体制を整備します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を看護師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行うとともに、育児等に関する様々な不安や悩みについて相談に応じる事業です。

■実績

(単位：人)

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画（見込み量）	563	557	550	542	532
実績	527	551	469	485	353
計画比	93.6 %	98.9 %	85.3 %	89.5 %	—

*令和元年度は1月31日現在の実績のため計画比は省略

■計画

(単位：人)

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画（見込み量）	480	470	460	450	440
確保方策	看護師訪問	看護師訪問	看護師訪問	看護師訪問	看護師訪問
提供量合計	480	470	460	450	440

●評価及び今後の提供体制と確保の考え方

平成29年度以降、計画比が80%台となっていますが、出生数が当初の見込み数を下回っていることによるものです。何らかの事情で訪問ができなかった場合は、保健師が相談会や健診等の機会にフォローしています。

現在の供給体制でニーズ量は満たされていることから、今後も現状の供給体制の維持に努め、柔軟に対応します。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要と思われる家庭（要支援児童、特定妊婦、要保護児童の家庭を含む）に対して、その居宅を訪問して、子育ての不安や孤立感への精神的支援、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

■実績

（単位：人）

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画（見込み量）	130	140	150	185（160）	190（170）
実績	146	176	258	264	225
計画比	112.3 %	125.7 %	172.0 %	142.7 %	—

*（）内は平成29年の中間見直し前の数値です。

*令和元年度は1月31日現在の実績のため計画比は省略

■計画

（単位：人）

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画（見込み量）	270	270	270	270	270
確保方策	保健師・ 助産師訪問	保健師・ 助産師訪問	保健師・ 助産師訪問	保健師・ 助産師訪問	保健師・ 助産師訪問
提供量合計	270	270	270	270	270

●評価及び今後の提供体制と確保の考え方

平成27年度より、妊娠から子育てまでのワンストップ総合相談窓口として、「育み相談コーナー」を開設し、関係部署とのネットワークの構築を図ってきました。さらに、平成29年度より産後の助産師訪問において産後うつアセスメントの実施に加え、乳幼児健診での「健やか親子21（第2次）」アンケート^{*24}から、虐待に移行する可能性の高い保護者のフォローなど早期より育児支援を行ってきました。これらの取り組みから、年々支援が必要な家庭が増えているのが現状です。

出生数の減少に伴い、対象児の減少が考えられる一方で、育児の支援者不足や産後うつ疑い、仕事と育児の両立の困難さなどからくる育児不安を訴える保護者が増えていることから、保護者が安心して子育てができるように、今後も継続して事業を実施していきます。

^{*24} 「健やか親子21（第2次）」アンケート：母子の健康水準向上のための国民運動計画。「すべての子どもが健やかに育つ社会」の10年後の実現に向け、基盤と課題が設定され、課題解決を目指すため指標および目標値が設定された。これらを把握するための手段として、乳幼児健診にて問診項目として把握している。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■実績

（単位：件、人）

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画（見込み量）	2,560	2,500	2,450	2,400	2,350
実績（件数）	1,898	1,253	887	914	743
依頼会員数	244	220	218	240	242
提供会員数	88	89	88	90	92
両方会員	57	56	55	55	54
計画比	74.1 %	50.1 %	36.2 %	38.1 %	—

* 令和元年度は1月31日現在の実績のため計画比は省略

■計画

（単位：件、か所）

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画（見込み量）	970	1,000	1,030	1,060	1,090
確保 方策	施設数	1	1	1	1
	提供量合計	1,000	1,000	1,100	1,100

●評価及び今後の提供体制と確保の考え方

他の各種子育て支援サービスの充実により、ファミリー・サポート・センターの利用件数は減少傾向にあります。依頼会員数の減少を食い止めるため、育児相談会や乳児健診などの開催に合わせてチラシを配布するなどの事業周知を図った結果、平成30年度は依頼会員数が増加に転じました。

今後もさらに事業の周知を積極的に行い、援助を受けたい人に援助が届きやすい環境の整備を進めます。

(7) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園・こども園における在園児を対象とした一時預かり事業(3～5歳児)

■実績

(単位：人日)

区分		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画	(見込み量)	5,124	5,024	4,779	4,442	4,104
	(提供量合計)	13,680	13,680	13,680	13,680	13,680
実績		3,332	2,980	1,396	2,160	961
計画比		65.0%	59.3%	29.2%	48.6%	—

* 令和元年度は1月31日現在の実績のため計画比は省略

■計画

(単位：人日、か所)

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画(見込み量)		1,065	988	954	889	880
確保 方策	施設数	2	2	2	2	2
	提供量合計	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

●評価及び今後の提供体制と確保の考え方

本市では、認定こども園2園(私立)で一時預かり事業(幼稚園型)を実施しています。認定こども園2号認定の園児が増加し、1号認定の園児が減少しているため利用人数は減少傾向にあります。

今後も利用者の多様なニーズに対応するため、事業の充実に努めます。

②保育園における一時保育事業（0～5歳児）

■実績

（単位：人日）

区 分		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画	(見込み量)	2,639	2,609	2,581	4,100 (2,566)	4,300 (2,521)
	(提供量合計)	2,694	2,694	2,694	2,694	2,694
実績		3,761	3,552	4,014	3,940	3,155
計画比		142.5 %	136.1%	155.5%	96.1 %	—

* () 内は平成29年の中間見直し前の数値です。

* 令和元年度は1月31日現在の実績のため計画比は省略

■計画

（単位：人日、か所）

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画（見込み量）		3,864	3,588	3,199	2,920	2,522
確保 方策	施設数	8	8	8	8	8
	提供量合計	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200

●評価及び今後の提供体制と確保の考え方

現在、本市では、保育園6園（公立2園、私立3園、地域型1園）、認定こども園1園（私立）、子育て支援センター1園（公立）の8か所で一時保育事業を実施しています。

平成30年に1施設、平成31年度に2施設が新たに一時保育を開始しました。

子どもの数は減る一方で、育休中や家庭内で保育をされている方が、仕事や就学、冠婚葬祭やリフレッシュ等で、一時的に保育を必要とする利用者が増えたため、実績はほぼ横ばいで推移しました。

核家族化の進行や就労形態の多様化、育児負担の軽減を図るために利用されており、今後も利用者の多様なニーズに対応するため、事業の充実に努めます。

(8) 延長保育事業

保護者の就労時間や未就学児の保育に係る希望保育時間帯を考慮し、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において保育を実施する事業です。

■実績

(単位：人)

区 分		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画	(見込み量)	1,339	1,305	1,265	1,234	1,188
	(提供量合計)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
実績(合計)		2,333	2,088	1,868	335	172
公立	施設数	19園	19園	19園	19園	18園
	月極め	911	592	397	292	154
	単発	5,113	4,657	4,266	4,220	2,372
私立	施設数	6園	6園	6園	6園	7園
	月極め	1,422	1,496	1,471	43	18
	単発	2,314	2,510	2,257	11,346	10,348
計画比		174.2%	160.0%	147.7%	27.1%	—

*令和元年度は1月31日現在の実績のため計画比は省略

※公立では、月極めは「実人数」、単発は「延べ人数」で表しています。私立は、平成29年度まで月極め及び単発とも「実人数」で表していましたが、平成30年度からは公立と同じく月極めは「実人数」、単発は「延べ人数」で表しています。

■計画

(単位：人、か所)

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画(見込み量)		1,152	1,118	1,084	1,051	1,020
確保 方策	施設数	25	23	23	23	23
	提供量合計	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400

●評価及び今後の提供体制と確保の考え方

現在、本市では25園(公立18園、私立7園)すべてで延長保育事業を実施しています。

平成27年度から、子ども・子育て新制度となったことで保育認定制度が変わり、数値が大きく変動しました。

公立の月極めは、8時間の短時間認定者がほとんどですが、延長保育を19時まで実施している公立の4園(西燕保育園、よしだ保育園、吉田日之出保育園、地藏堂保育園)については、11時間の標準時間認定者も含まれます。

保護者の多様な就労形態に応じて、延長保育の需要・必要性が増しているため、今後とも利用ニーズに対応していきます。

(9) 病児・病後児保育事業

病気または病気回復期の児童について、集団保育等が困難な期間において、医療機関併設の専用施設で保育及び看護ケアを行う事業です。

■実績

(単位：人)

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画(見込み量)	3,498	3,399	3,307	1,200 (3,234)	1,300 (3,126)
実績	624	735	778	776	590
計画比	17.8 %	21.6 %	23.5 %	72.5 %	—

* () 内は平成29年の中間見直し前の数値です。

* 令和元年度は1月31日現在の実績のため計画比は省略

■計画

(単位：人、か所)

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画(見込み量)	696	679	658	642	626
確保 方策	施設数	1	1	1	1
	提供量合計	1,900	1,900	1,900	1,900

●評価及び今後の提供体制と確保の考え方

平成26年度から、病児保育室「あおぞら」^{※25}で実施しています。

平成30年度の1日平均利用人数は3.23人で、定員に対する平均利用率は約40%でした。

ニーズ調査では、子どもが病気やケガで普段利用している通常の保育事業が利用できなかった時に、父親または母親が休んで対応していましたが、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」という回答が就学前児童の保護者で20.6%、小学生保護者で13.3%ありました。

今後は、利用しやすく分かりやすい事業とするため、事業の周知や利用手続きの方法などについての説明を丁寧に行うとともに、保護者が仕事等で休むことができない時や、家庭で保育できない時などにおいて、利用ニーズの高い事業であるため、継続して実施していきます。

※25病児保育室「あおぞら」：燕市に居住する生後6か月から小学校6年生までを対象とした病児・病後児保育室です。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業中にも実施します。

■実績

（単位：人日）

区 分		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
計画	（見込み量）	595	583	570	899	882
	（提供量合計）	560	600	600	600	600
実績		632	737	841	901	989
	1年生	227	255	270	264	277
	2年生	195	210	245	249	250
	3年生	148	162	180	201	209
	4年生	60	89	106	128	150
	5年生	2	20	31	43	76
	6年生	0	1	9	16	27
計画比		106.2 %	126.4 %	147.5 %	100.2 %	112.1%

*平成31年度は4月1日実績

■計画

（単位：人日、か所）

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画（見込み量）		975	957	1,015	1,001	972
	1年生	266	261	269	279	233
	2年生	257	247	266	249	268
	3年生	209	215	221	222	213
	4年生	135	135	154	143	150
	5年生	80	72	76	82	79
	6年生	28	27	29	26	29
確保 方策	施設数	18	18	20	21	22
	提供量合計	1,086	1,086	1,142	1,172	1,215

●評価及び今後の提供体制と確保の考え方

児童福祉法の改正により、平成27年度から対象を「おおむね小学4年生」から「小学6年生」まで拡大しました。実績が計画値を大きく上回りましたが、今後も児童数の推移に応じて、学校施設を活用するなどし、放課後の安全・安心な居場所づくりを進めます。

「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブについて、女性の就業率が80%程度となることを踏まえ令和5年度末までに受け皿を整備することとされて

おり、放課後子供教室^{*26}と放課後児童クラブを一体的にまたは連携して実施することが求められています。

今後とも、社会経済情勢や児童数の推移を踏まえ、学校の余裕教室等の活用も視野に効率的な運用を行います。また、特別な配慮を必要とする子どもを含む、すべての児童に対し、懇切丁寧に寄り添いながら対応をしていくとともに、保護者の就労等による利用時間をはじめとした様々なニーズも考慮し、放課後児童支援員の資質向上を図りながら、総合的な視点で放課後児童の安全安心な居場所づくりについて調査・研究し、児童クラブとしての役割をさらに向上させる具体的な方策と広報等を通じ利用者や地域住民の方への周知を検討していきます。

(11) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。参入を希望する民間事業者がすべて本制度へ参入できるように子育て支援課を窓口とし、相談等ができる体制づくりに努めます。

5 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

各地域の子どもの教育・保育施設等の利用状況を把握した上で、必要な情報を提供し、認定こども園への円滑な移行についての支援や促進を図ります。「第2次燕市幼稚園・保育園適正配置実施計画」では、集団生活や集団教育の質を維持・向上させるため、令和元年度末に幼稚園2園を統合するとともに、将来的な園児数の推移や保護者ニーズを把握し、他の2つの保育園と統合し、認定こども園への移行を推進します。

(2) 質の高い教育・保育の提供について

乳幼児期の発達には連続性を有し、幼児期の学校教育・保育は生涯にわたる人格形成を培う基礎であるため、健やかな育ちのためには発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供が必要です。就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、幼児教育アドバイザーの配置などを見据え、先進地の事例研究や保育士の研修内容等の検討を進めていきます。また、教育・保育施設及び地域型保育事業などを行う者の相互の連携ならびに保育園・認定こども園・幼稚園と小学校等との円

^{*26}放課後子供教室：放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業です。

滑な接続を推進する観点から、関係機関、関係団体等との連携を図り、情報の一元化と意識の向上、人材の確保や育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しつつ、公正かつ適正な支給を担保できる給付を行います。保護者の利便性向上等を図るための給付の方法や事務手続きの変更について検討するとともに、制度や申請手続きについての周知に努めます。

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の整備

計画に定める施策の推進にあたっては、子どもの最善の利益と保護者のニーズを考慮しながら、行政と市民、企業が相互に連携・協力し、地域社会が一体となり推進していくことが重要です。計画策定に携わる教育委員会、子育て支援課を中心に、幼児期の教育・保育および子育て関係者等の参画を得るとともに、燕市子ども・子育て会議等での意見も聴取し、計画に反映していきます。

市内においては、子育て支援のための保健・医療・福祉のみならず、住宅・生活環境・労働など多方面にわたる取り組みが必要となるため、関係部署との連携を図り総合的な施策の推進に努めます。

また、病児・病後児保育や子育て支援センターなど、広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合、また、障がいのある子どもや要保護児童への対応など、特別な支援を必要とする場合などについては、周辺市町村や県との連携・調整を図り、より充実した取り組みを進めます。

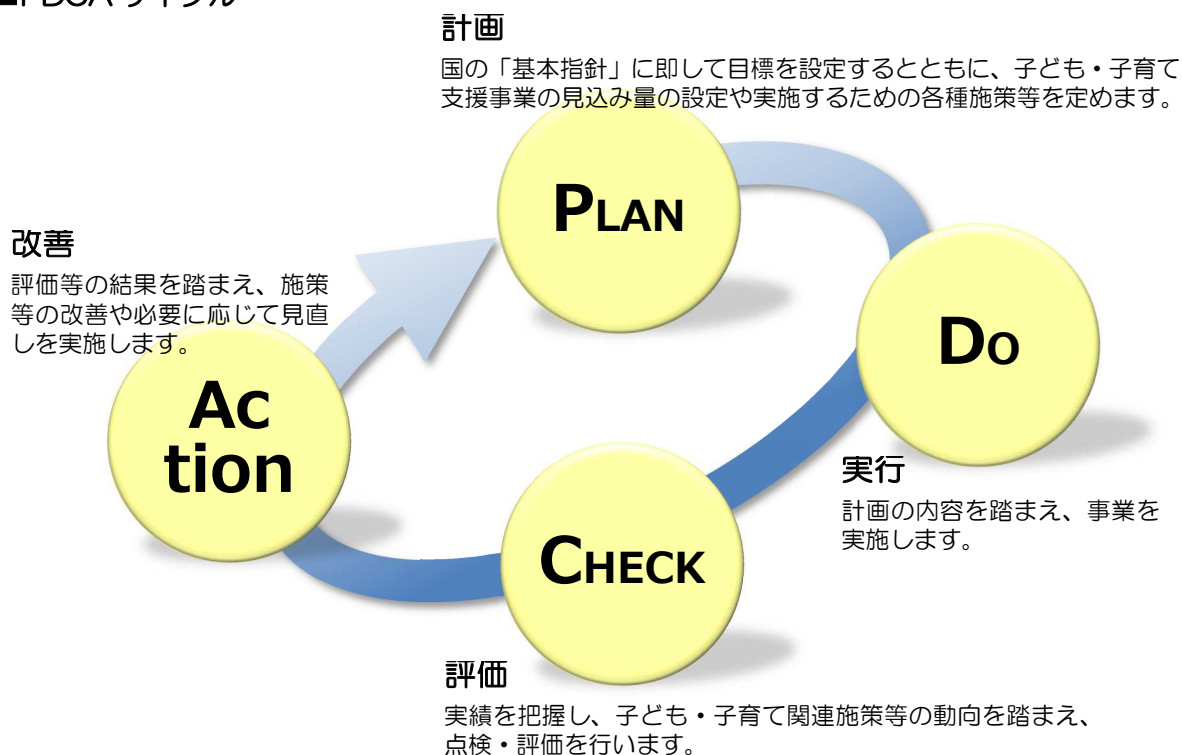
(2) 計画進捗状況の公表等

計画の進捗状況を十分把握し情報公開に努めます。また、子育て支援に関する広報啓発に努め、広く市民の理解と協力を得て施策の推進を図ります。

2 計画の進行管理

計画に係る進行管理は燕市子ども・子育て会議等で、計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）について各年度において、点検・評価を行い、必要に応じて施策の改善につなげていきます。

■PDCA サイクル



資料編

資料編

1 計画策定組織

(1) 燕市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 26 日
条例第 13 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、燕市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が燕市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども及び子育てに関し識見を有する者
- (6) 公募による者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第 3 条第 2 項各号に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

3 臨時委員は、当該の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱される

ものとする。

(会長及び副会長)

第6条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第9条 会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、教育委員会子育て支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 燕市子ども・子育て会議委員名簿

No	氏名	役職名等
1	高山 淑充	燕・弥彦PTA連絡協議会副会長 (大関小学校PTA顧問)
2	関戸 麻衣	公立幼稚園・こども園保護者会代表 (燕こども園保護者会会長)
3	玉橋 明子	西燕保育園保護者会会長
4	長谷川 聡	吉田北保育園保護者会会長
5	若林 美紀	島上保育園保護者会会長
6	星野 直弥	児童クラブ入会児童保護者代表 (わか竹児童クラブ)
7	瀬戸 明	燕商工会議所事務局長
8	西川 志郎 山崎 貴典	日本労働組合総連合会新潟県連合会 県央地域協議会燕支部長 ※任期途中での交代となりました。
9	田邊 良文	学校法人真学園理事長 (認定こども園真学園園長)
10	宮路 絵里	社会福祉法人吉田福祉会 (きららおひさまこども園園長)
11	鈴木 久美子	燕市障がい者自立支援協議会委員
12	小池 由佳	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授
13	田中 喜代子	民生委員・児童委員(主任児童委員)
14	本間 いずみ	公募委員
15	富樫 麻樹子	公募委員

(3) 策定経過

期日	会議名等	内容
平成 30 年度		
1月4日(金) ～1月18日(金)		・第2期燕市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査
平成 31 年度・令和元年度		
5月15日(水)	第1回燕市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援事業の概要と進捗状況について ・第2期燕市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査について ・第2期燕市子ども・子育て支援事業計画(案)について ・幼児教育・保育の無償化について
8月5日(月)	第2回燕市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期燕市子ども・子育て支援事業計画(素案)について ・事業所内保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について
10月31日(木)	第3回燕市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期燕市子ども・子育て支援事業計画(素案)について ・小規模保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について
12月3日(火)	市議会議員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期燕市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
12月13日(金) ～1月8日(水)		<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施 第2期燕市子ども・子育て支援事業計画(素案)
1月20日(月)	第4回燕市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期燕市子ども・子育て支援事業計画(素案)パブリックコメントの結果について ・第2期燕市子ども・子育て支援事業計画(素案)
2月	市議会議員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期燕市子ども・子育て支援事業計画(案)について
3月	第5回燕市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期燕市子ども・子育て支援事業計画(案)について ※新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、会議を中止し、書面により委員の皆様からご意見をいただきました。

2 ニーズ調査結果の概要

【調査目的】

第2期計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、市民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するニーズ調査を前回に引き続き実施いたしました。

【調査内容】

- 調査月：平成31年1月
- 調査基準日：平成30年4月1日現在
- 調査対象者：市内にお住いの就学前児童の保護者（無作為抽出）
市内にお住いの小学1年生～3年生の保護者（無作為抽出）
- 配布・回収方法：就園児童は各園を通して配布回収
未就園児童は郵送による配布回収
小学生児童は各小学校を通して配布、郵送による回収

【有効回答数】

配布部数：就学前児童の保護者	1,350部	小学生児童の保護者	915部
回収部数：就学前児童の保護者	1,023部	小学生児童の保護者	533部
回収率：就学前児童の保護者	75.8%	小学生児童の保護者	58.3%

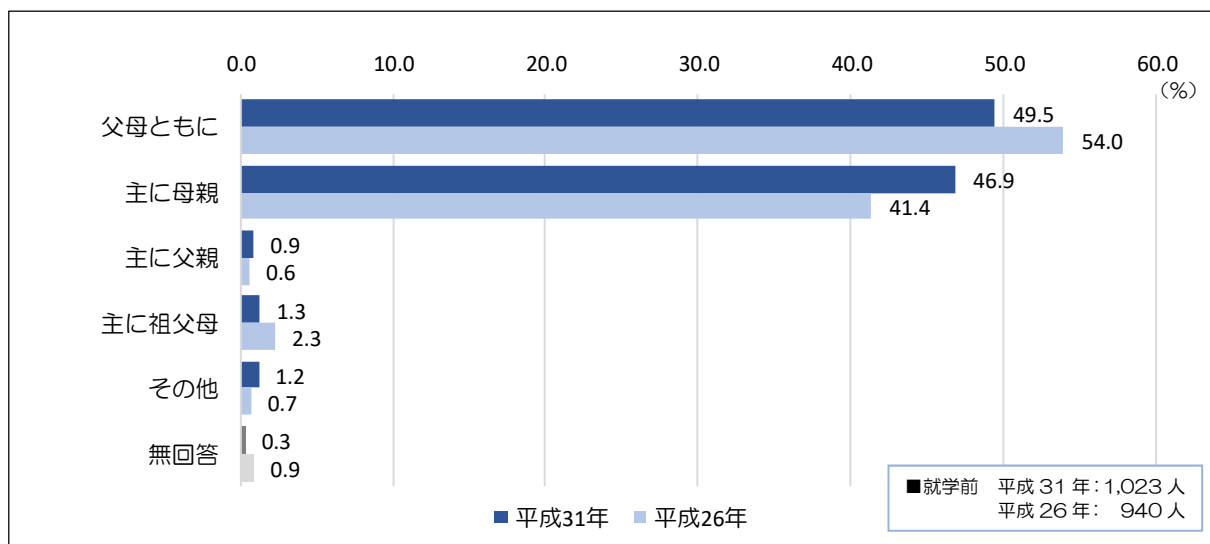
【グラフ表示について】

- ①人数の数値は、設問への回答者数を表します。平成26年については前回調査の結果を比較グラフとしています。
- ②回答の比率は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が100%にならない場合があります。
- ③回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、全ての回答比率の合計が100%を超えることがあります。
- ④グラフ表示に前回調査（平成26年）と比較しています。

(1) 家庭での育児の状況について

●あて名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。

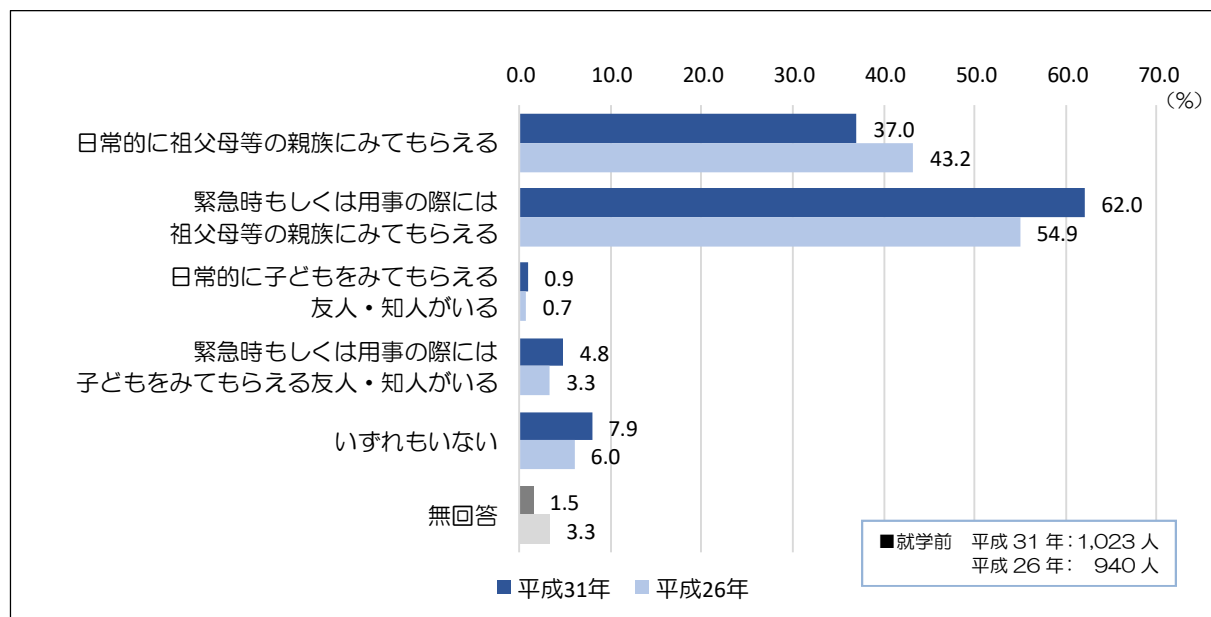
「父母ともに」が49.5%と最も高くなっていますが、平成26年の前回調査に比べて4.5ポイント減少しています。一方で「主に母親」が46.9%で、前回調査に比べて5.5ポイント増加しています。



●日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか（複数回答）。

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が62.0%と最も高くなっています。

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」という回答は前回調査に比べて6.2ポイント減少しています。また、「いずれもない」が前回調査より1.9ポイント増加して7.9%となっています。

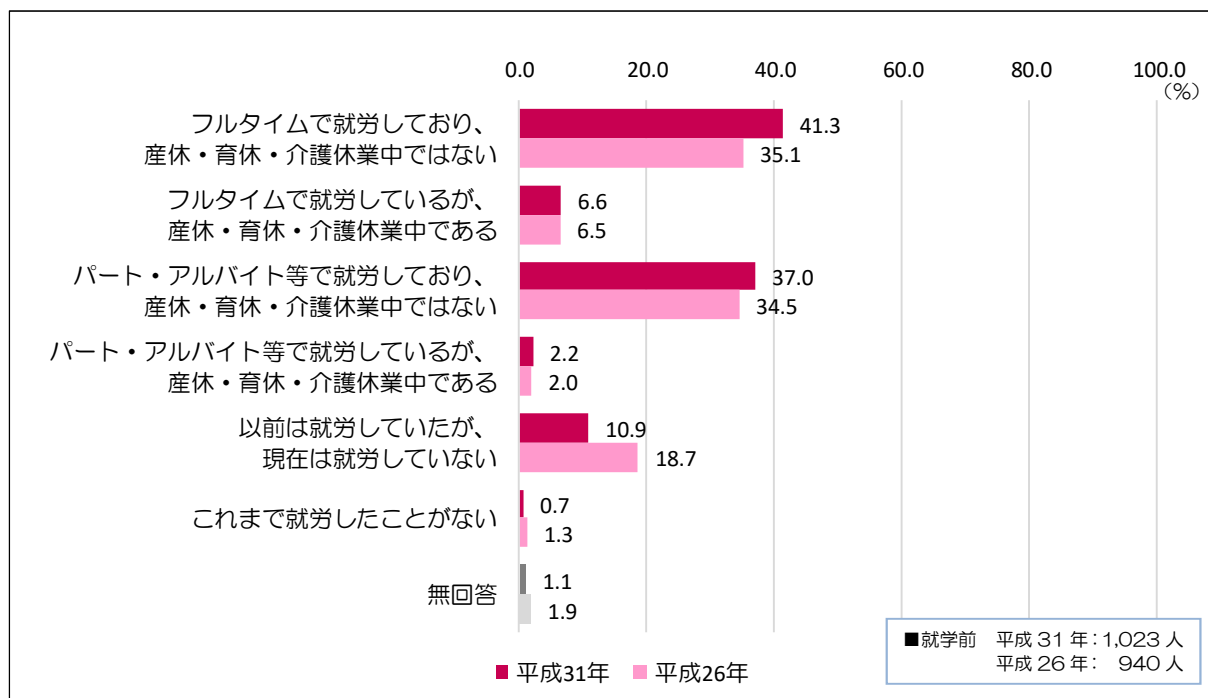


(2) 就労状況について

●あて名のお子さんの母親の現在の就労状況をうかがいます。

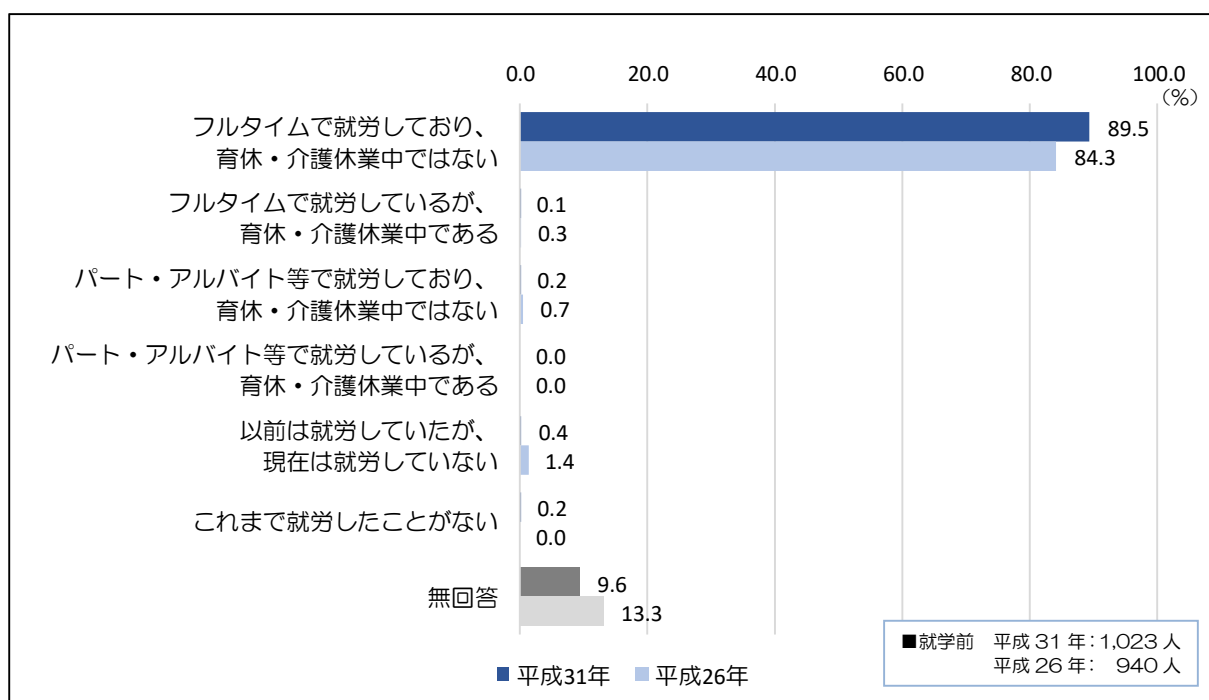
産休・育休・介護休業中である/ないを含めた「フルタイム」が47.9%で、「パート・アルバイト等」の39.2%を上回っています。

一方で、「就労していない」「就労したことがない」を合わせた割合は、前回調査から8.4ポイント減少して11.6%となっています。



●あて名のお子さんの父親の現在の就労状況をうかがいます。

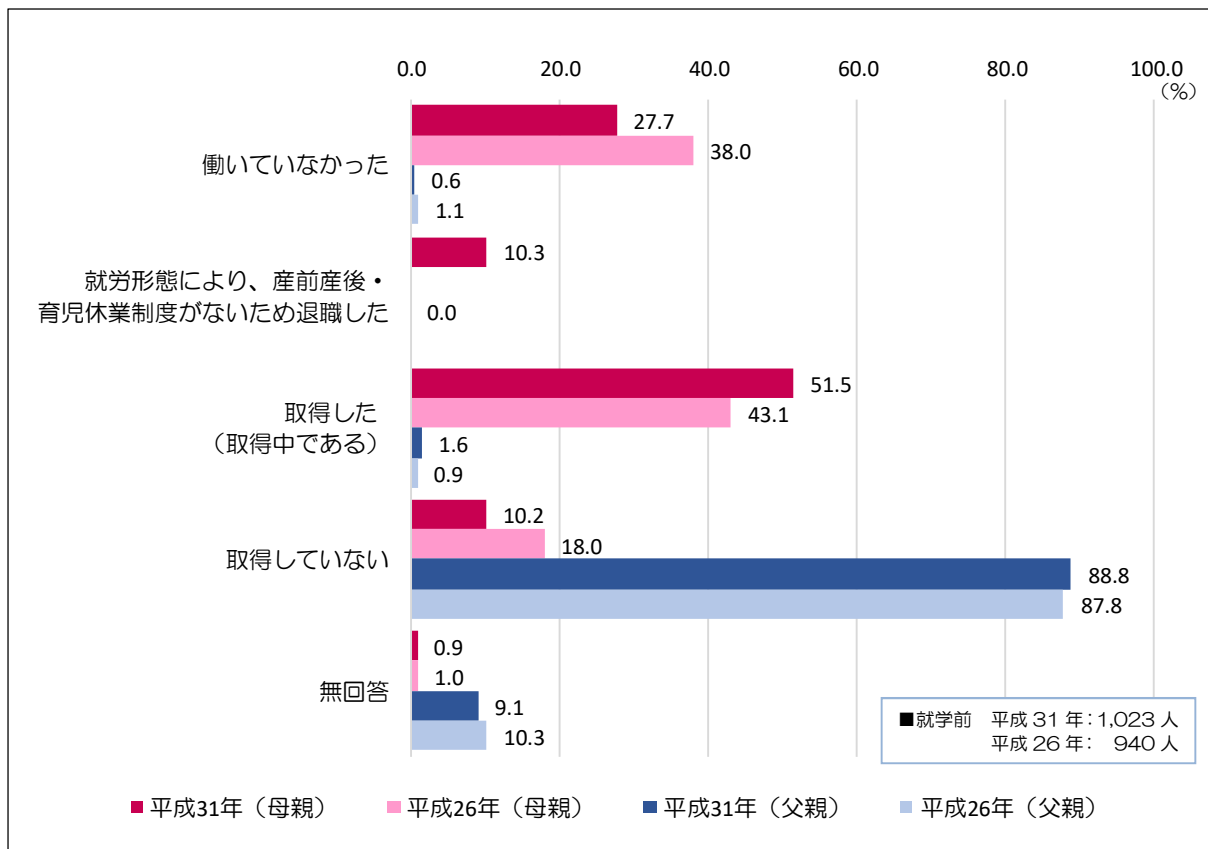
「フルタイム」が89.6%（無回答を除く99.0%）となっています。



●あて名のお子さんが生まれたとき、育児休業を取得しましたか。

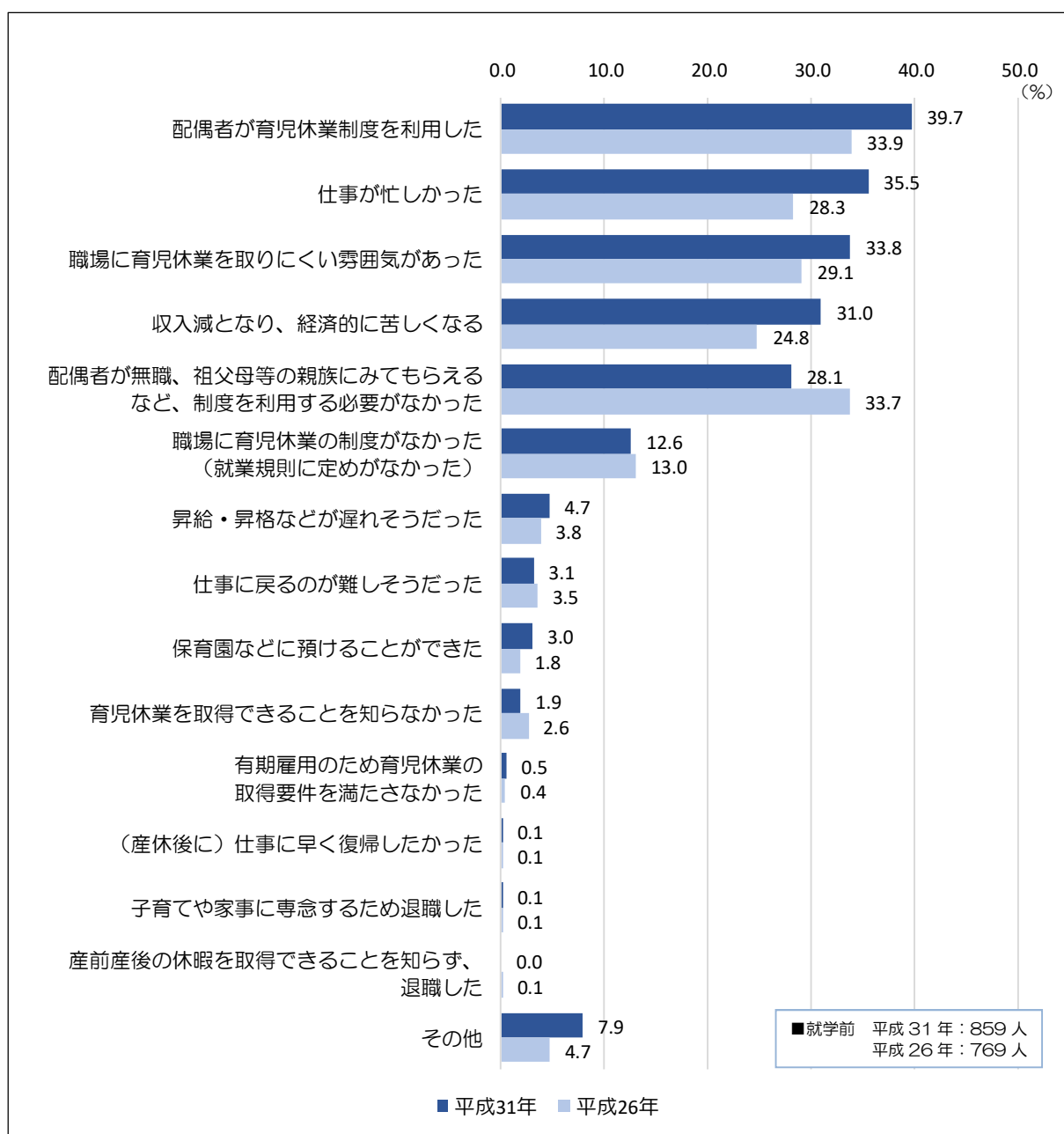
母親は「取得した（取得中である）」が51.5%と最も高くなっていますが、父親は「取得した（取得中である）」は1.6%で、「取得していない」が88.8%となっています。

父親が育児休業を取得しなかった理由は「配偶者が育児休業制度を利用した」が39.7%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が35.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が33.8%となっていて、いずれも前回調査より増加しています。一方で「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」は28.1%で、前回調査より5.6ポイント減少しています。



※「就労形態により、産前産後・育児休業制度がないため退職した」という選択肢は平成26年の調査にはありませんでした。

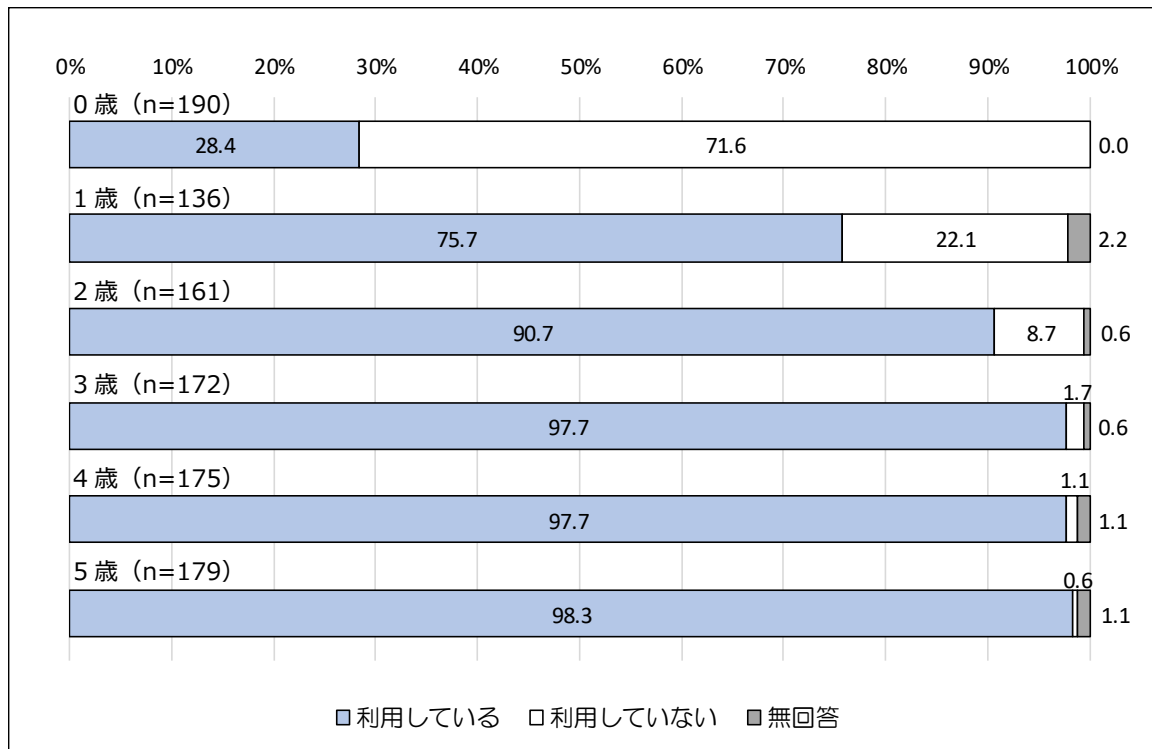
■取得しなかった理由（父親）（複数回答）



(3) 教育・保育事業の利用について

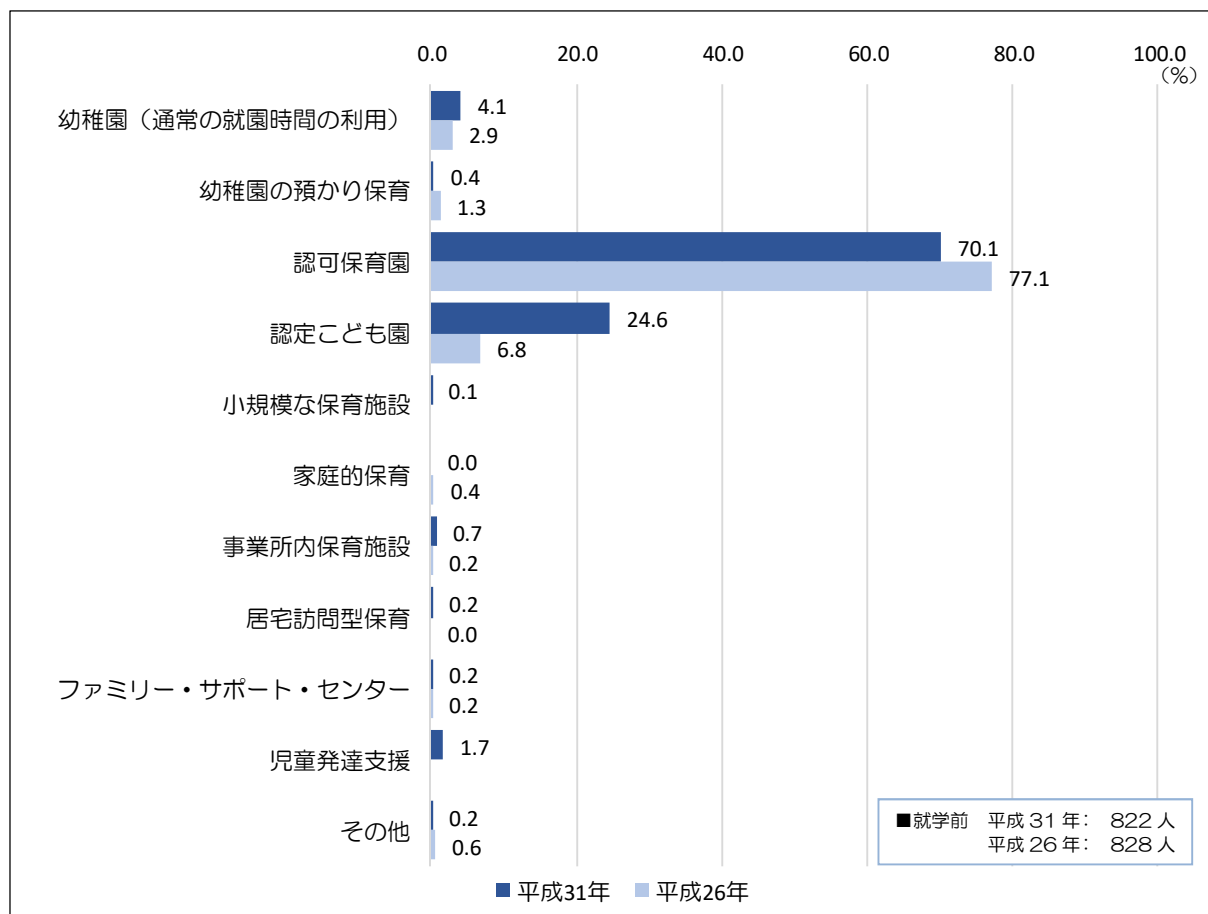
- あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。

子どもの年齢が「0歳」の時は7割以上が利用していませんが、年齢が上がるにつれて利用率が増加し、2歳以上では9割以上が利用しています。



●平日どのような教育・保育の事業を定期的にご利用していますか（複数回答）。

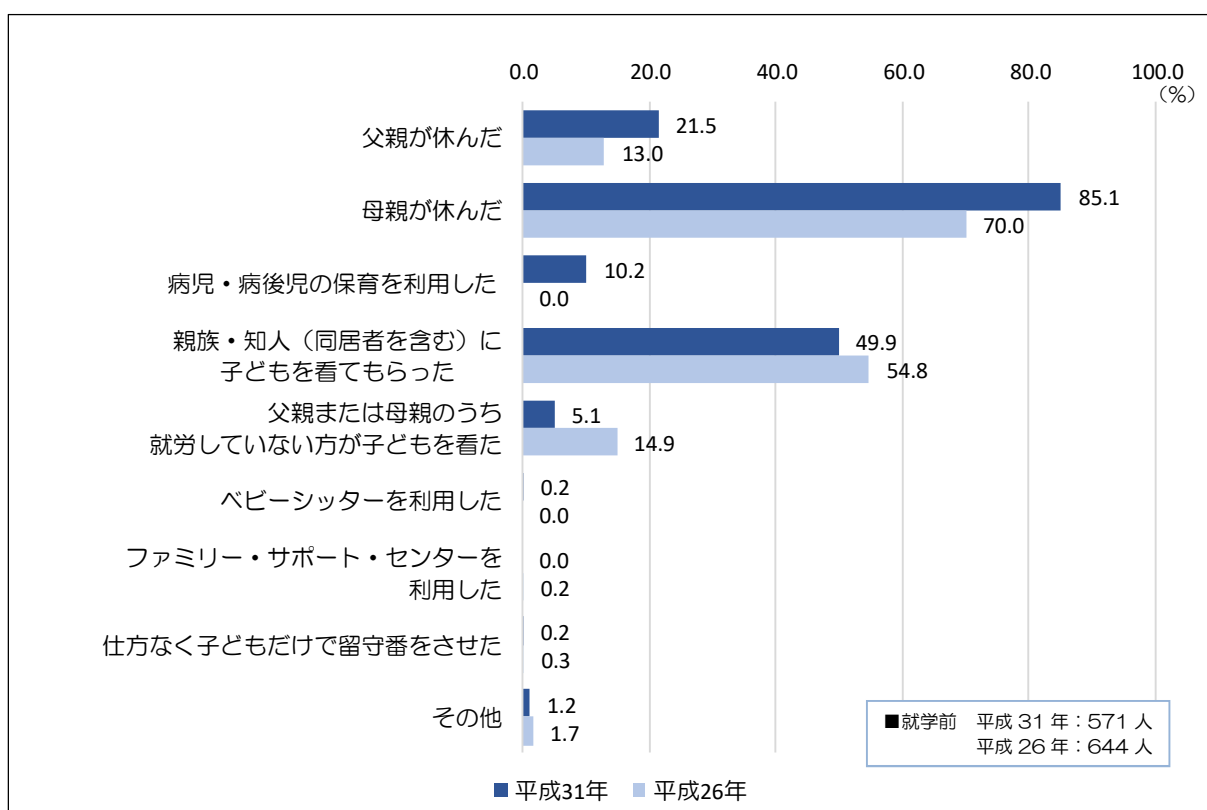
利用している事業は「認可保育園」が70.1%と最も高くなっています。次いで、「認定こども園」が24.6%で、前回調査より17.8ポイント増加しています。



※「小規模な保育施設」「児童発達支援」という選択肢は平成26年の調査にはありませんでした。

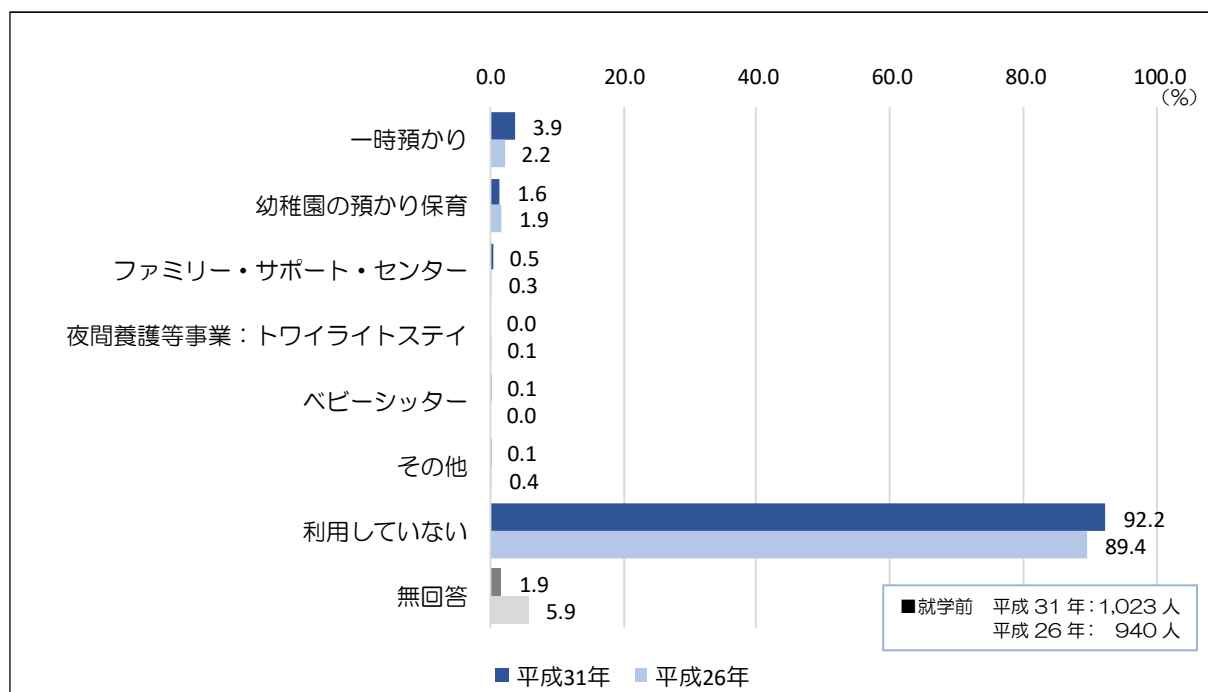
●お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあると回答した方にうかがいます。お子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処法は何ですか（複数回答）。

「母親が休んだ」が85.1%と最も高く、前回調査より15.1ポイント増加しています。
 また、「父親が休んだ」も前回調査時より8.5ポイント増加しています。
 前回調査時には未整備だった「病児・病後児の保育を利用した」が10.2%となっています。



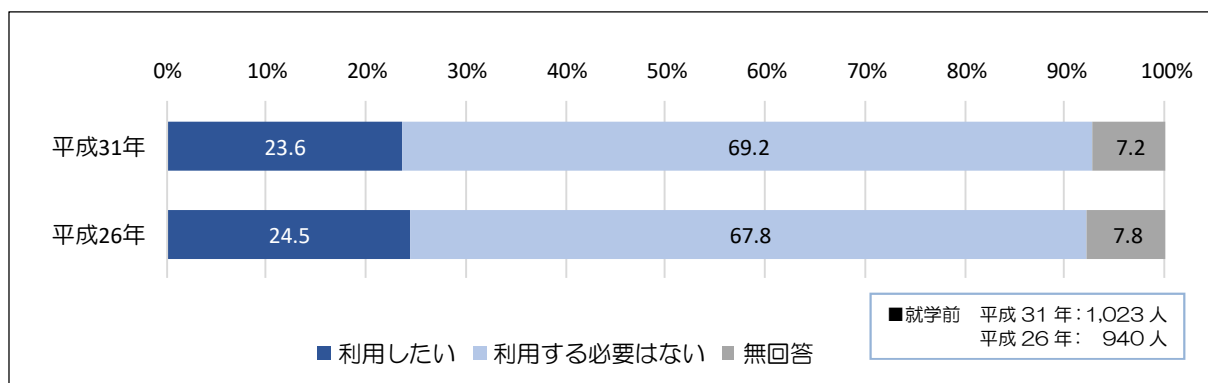
●あて名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか（複数回答）。

「一時預かり」が3.9%で「利用していない」が92.2%となっています。



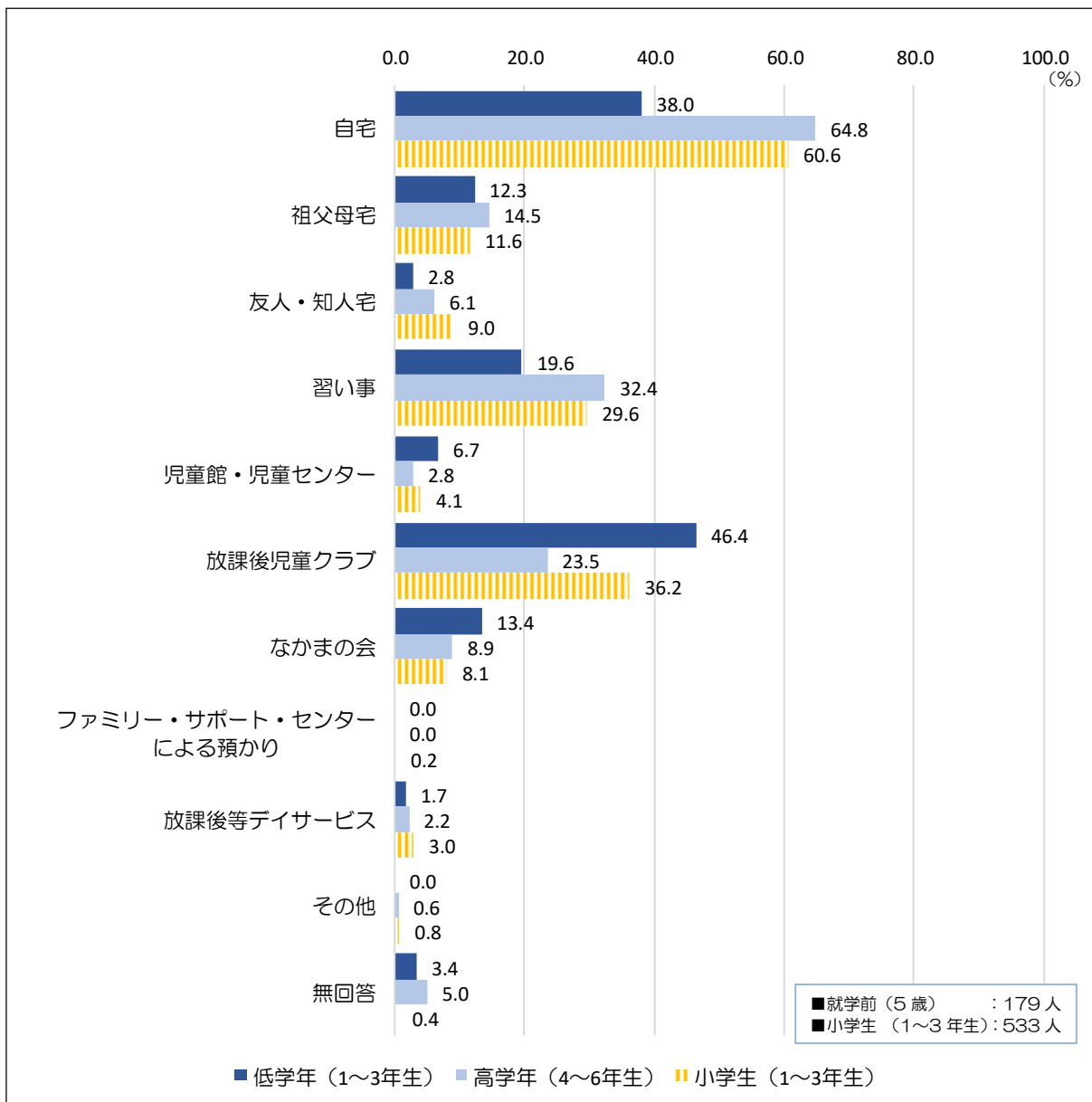
●上記について利用したいと思いませんか。

「利用したい」が23.6%で、実際の利用率を大きく上回っています。



●あて名のお子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか（複数回答）。

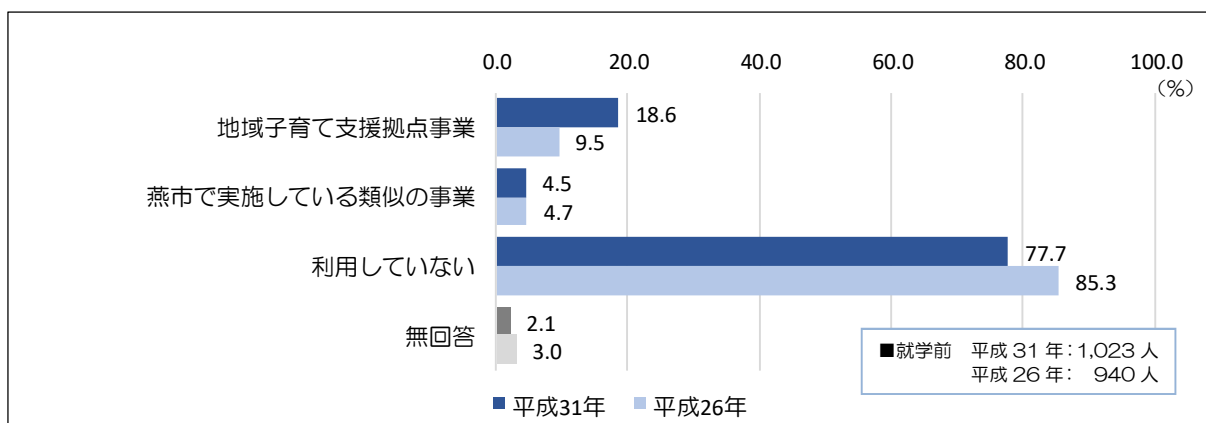
就学前児童（5歳）の保護者へのアンケートでは、低学年時に過ごさせたい場所は「放課後児童クラブ」が46.4%と最も高く、高学年時に過ごさせたい場所は「自宅」が64.8%と最も高くなっています。小学生（1～3年生）の保護者へのアンケートでは「自宅」が60.6%と最も高くなっています。



(4) 地域の子育て支援事業について

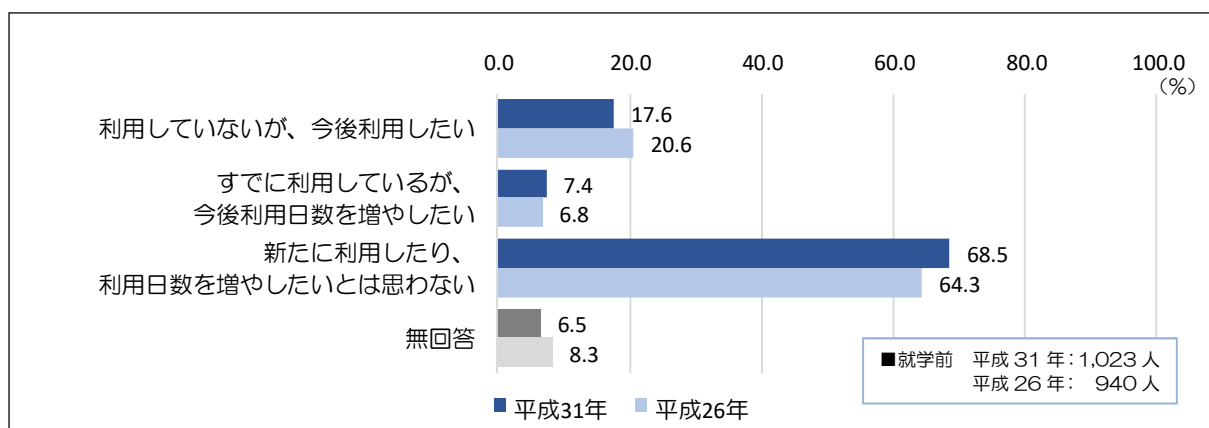
●現在、地域子育て支援拠点事業を利用していますか。

「地域子育て支援拠点事業」が18.6%で、前回調査より9.1ポイント増加しています。また「燕市で実施している類似の事業」が4.5%となっています。



●今後の利用希望をお答えください。

「利用していないが、今後利用したい」が17.6%となっています。





第2期燕市子ども・子育て支援事業計画
令和2年3月

【編集・発行】

燕市教育委員会 子育て支援課

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

TEL : 0256 (77) 8225 FAX : 0256 (92) 2119

URL : <http://www.city.tsubame.niigata.jp/>

E-mail : kosodate@city.tsubame.lg.jp